

岩内町過疎地域自立促進市町村計画

平成28年度～令和2年度

北海道岩内郡岩内町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 岩内町の概況	1
(2) 岩内町における人口及び産業の推移と動向	7
(3) 岩内町の実財政の状況	12
(4) 地域の自立促進の基本方針	16
(5) 計画期間	17
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	18

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
・漁業	19
・農業	20
・工業	20
・企業誘致	21
・起業の促進	21
・商業	22
・観光	23
・公園・緑地	24
・港湾	24
・深層水多目的利用の推進	25
(2) その対策	26
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点	38
・広域交通アクセス	38
・道路	38
・海岸保全	40
・情報通信網	40

・地域間交流	40
・広域連携	41
(2) その対策	42
(3) 計 画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	47
・上水道	47
・下水道	47
・ごみ対策	48
・公営住宅	49
・耐震化の促進	50
・消防・救急体制	50
・防災・危機管理	51
・生活安全	52
(2) その対策	53
(3) 計 画	58
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	62
・高齢者福祉	62
・児童福祉・ひとり親家庭の福祉	63
・障がい者（児）福祉	63
・健康の保持・増進	64
(2) その対策	65
(3) 計 画	69
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	72

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点	73
・医療対策	73
(2) その対策	74
(3) 計 画	75

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点	76
・学校教育	76
・社会教育	77
・スポーツ	78
(2) その対策	79
(3) 計 画	81
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	84

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	85
・芸術・文化活動	85
(2) その対策	85
(3) 計 画	86
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	87

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点	88
・都市計画	88
(2) その対策	89
(3) 計 画	90

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	91
・協働のまちづくり	91
・地域の人材育成	91
・ふるさと納税の推進	91
・男女共同参画社会の推進	92
・マイナンバー制度	92
・広報広聴活動	92
・地域交流センター	92
・公共施設等総合管理計画策定	93
・再生可能エネルギー	93
・移住・定住	93
・地域おこし協力隊	93
(2) その対策	94
(3) 計 画	97
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	98

1. 基本的な事項

(1) 岩内町の概況

ア. 岩内町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、北海道の道央圏後志管内の南西部に位置し、東西12.8km、南北9.9km、総面積は70.60km²です。

地勢的には、北は岩内湾を介して積丹半島、西は日本海、南は岩内岳やニセコ連峰の山並みが連なり、東は共和町と一体的な岩内平野を擁しています。また、国道229号を軸に商店街や住宅街が形成され、その外周部には農業・観光ゾーンが形成されています。

特に、南西部の雷電海岸から岩内岳にかけては、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、岩内岳山麓の円山地区を含め、豊富な温泉資源にも恵まれた景勝地となっています。

気候は、平成25年の年間平均気温が9.2℃、最高気温が30.5℃、最低気温が-12.8℃となっており、日本海沿岸部としては概ね温暖です。

年間雨量は845mmとさほど多くはないものの、冬期には北西からの強い季節風が吹きます。

開基は宝暦元年（1751年）で、運上屋による岩内場所請負人制度を経て、明治33年に一級町村制の施行により岩内町が誕生しました。

その後、昭和30年には島野村と合併し、現在に至っています。

本町は、昭和29年の大火により市街地の3分の2を焼失しましたが、大火直後からの土地区画整理事業の実施により現在の都市形成の基礎が作られました。

地域発展の基礎となる交通は、積丹半島を回る国道229号、札幌・小樽方面や国道5号へと向かう国道276号が走り、また、道道岩内洞爺線によりニセコ圏と結ばれています。

鉄道は、旧国鉄函館本線に接続する岩内線が大正元年に開通し、地域の発展に大きく貢献しましたが、昭和60年に廃止となりました。

その後、路線バスが地域公共交通の要となり、現在は札幌との都市間高速バスをはじめ、計5路線が運行されています。

岩内港は明治40年に起工されてから整備を重ね、昭和28年3月には地方港湾の指定を受けました。

平成2年には、新潟県直江津港との間に大型フェリーが就航したものの、平成11年から運行を休止し、その後、平成19年に航路廃止となっています。

また、平成27年には、役場庁舎及び保健センターの業務が開始しました。

新庁舎は、「誰もが利用しやすい庁舎」、「防災拠点としての役割を果たす庁舎」、「機能性・効率性を重視する庁舎」、「省資源・省エネルギー対策など環境に配慮する庁舎」をコンセプトに整備されています。

イ. 岩内町における過疎の状況

①過疎現象の実態とその原因

本町の人口は、島野村と合併した昭和30年以降、ほぼ25,000人前後で推移していましたが、昭和50年の25,823人（国勢調査）をピークに減少に転じ、直近の平成22年の14,451人と比較すると、11,372人、44.0%の減少となっています。（資料-1）

減少の要因としては、急速に進んだ少子高齢化や産業面の停滞が主なものと考えられますが、「産業別就業者数」（国勢調査）の昭和50年から平成22年までの35年間の変化（資料-2）をみると、次のとおりになっています。

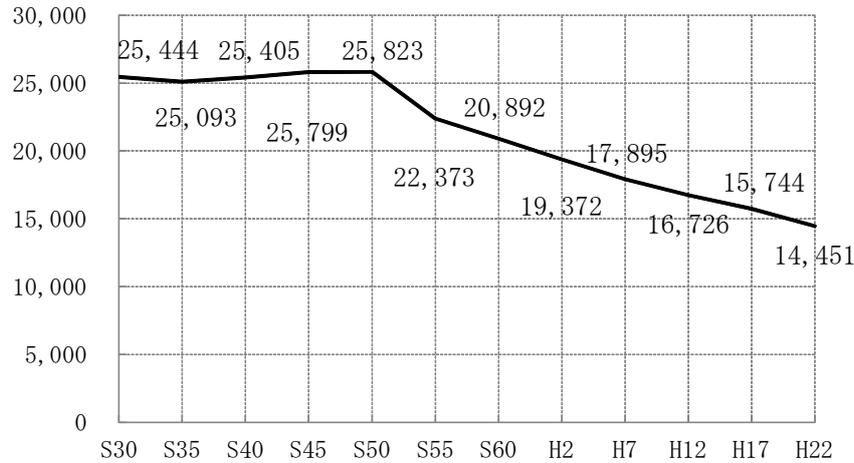
- ・ 第一次産業の就業者数が86.0%の減少と大きく変化。
特に、「漁業従業者」は、昭和50年の1,463人が平成22年には128人となり、91.3%もの大幅な減少。
- ・ 第二次産業は、45.4%の減少。「製造業」は53.1%の減少。
- ・ 第三次産業は、30.7%の減少。「卸売・小売業・飲食店」は35.1%の減少。

産業別の就業者数の推移から判断すると、町の基幹産業であった漁業の不振が他の産業に大きな影響を与え、地域経済が停滞する中で現役世代の流出を招き、人口の減少を引き起こしたのではないかと推測されます。

また、こうした現象のほかに、少子高齢化、若年層の都会志向、隣町への住宅地の移動も大きな要因と考えられます。

●資料－1 人口の推移（国勢調査）

（単位：人）



●資料－2 産業別就業者数の推移（国勢調査）

上段：実数（人）下段：構成比（%）

区分	昭和35年	昭和50年	平成17年	平成22年	H22-S50①	①/S50×100	H22-H17②	②/H17×100	
国勢調査人口	25,093	25,823	15,744	14,451	△ 11,372	△ 44.0	△ 1,293	△ 8.2	
国勢調査世帯数	5,297	7,219	6,853	6,555	△ 664	△ 9.2	△ 298	△ 4.3	
大分類	第一次産業	3,037	1,840	306	257	△ 1,583	△ 86.0	△ 49	△ 16.0
	第二次産業	2,070	3,722	2,424	2,031	△ 1,691	△ 45.4	△ 393	△ 16.2
	第三次産業	4,125	6,169	4,665	4,274	△ 1,895	△ 30.7	△ 391	△ 8.4
	分類不能の産業	2	8	0	65	57	712.5	65	-
	就業者合計	9,234	11,739	7,395	6,627	△ 5,112	△ 43.5	△ 768	△ 10.4
産業別分類・再掲	A 農業	1,368 14.8	329 2.8	138 1.9	124 1.9	△ 205 △ 0.9	△ 62.3	△ 14 0.0	△ 10.1
	B 林業	69 0.8	48 0.4	8 0.1	5 0.1	△ 43 △ 0.3	△ 89.6	△ 3 △ 0.0	△ 37.5
	C 漁業	1,600 17.3	1,463 12.5	160 2.2	128 1.9	△ 1,335 △ 10.6	△ 91.3	△ 32 △ 0.3	△ 20.0
	D 鉱業	13 0.1	8 0.1	3 0.0	4 0.1	△ 4 △ 0.0	△ 50.0	1 0.1	33.3
	E 建設業	1,200 13.0	2,159 18.4	1,577 21.3	1,297 19.6	△ 862 1.2	△ 39.9	△ 280 △ 1.7	△ 17.8
	F 製造業	857 9.3	1,555 13.2	844 11.4	730 11.0	△ 825 △ 2.2	△ 53.1	△ 114 △ 0.4	△ 13.5
	G 電気・ガス・熱供給・水道業	21 0.2	51 0.4	47 0.6	62 0.9	11 0.5	21.6	15 0.3	31.9
	H 運輸・通信業	443 4.8	660 5.6	353 4.8	341 5.1	△ 319 △ 0.5	△ 48.3	△ 12 0.3	△ 3.4
	I 卸売・小売業飲食店	2,002 21.7	2,398 20.4	1,718 23.3	1,556 23.5	△ 842 3.1	△ 35.1	△ 162 0.2	△ 9.4
	J 金融・保険業	110 1.2	192 1.7	144 1.9	130 2.0	△ 62 0.3	△ 32.3	△ 14 0.1	△ 9.7
	K 不動産業	0 0.0	37 0.3	17 0.2	56 0.8	19 0.5	51.4	39 0.6	229.4
	L サービス業	1,320 14.3	2,510 21.4	2,060 27.9	1,819 27.4	△ 691 6.0	△ 27.5	△ 241 △ 0.5	△ 11.7
	M 公務（他に分類されないもの）	229 2.5	321 2.7	326 4.4	310 4.7	△ 11 2.0	△ 3.4	△ 16 0.3	△ 4.9
	N 分類不能の産業	2 0.0	8 0.1	0 0.0	65 1.0	57 0.9	712.5	65 1.0	-

②これまでの対策

平成21年度に策定した「新たな岩内町総合計画」に基づき、「経済的な豊かさ
と心の充実が得られるまち」を目指し、「協働のまちづくり」を展開してきまし
た。

この計画での協働については、住民と行政が情報を共有し、お互いの理解と信
頼のもとでまちづくりの目標を共有し、役割を分担しながら協力してまちづくり
を進めていくことを基本とし、これまで整備を進めてきた産業基盤・施設を含め、
少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活できるまちづくり、地域資源の再
確認・再活用によるまちづくりを主眼に置いて取り組んでいます。

過疎対策については、平成8年の過疎地域指定に伴う岩内町過疎地域活性化計
画の策定以後、平成22年に策定した岩内町過疎地域自立促進市町村計画により、
地域活性化施策を推進してきました。

これにより、水産業など地場産業の活性化や観光産業の振興が図られたととも
に、道路や下水道、福祉施設等の整備が順次、進められてきたところです。

③今後の見通し

北海道の人口の動向については減少傾向にあり、特に地方の町村部では人口の
減少が著しく、依然として厳しい状況が続いています。

本町も例外ではなく、「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が発表した
2040年の推計人口は6,734人と将来消滅の可能性がある自治体に該当するとされ
ており、人口の減少に歯止めがかからない状況にあります。

現在も人口の減少が続いている現状ですが、国が示した長期ビジョンや総合戦
略に基づき、当町においても、5ヶ年の戦略となる岩内町総合戦略を策定し、長
期的な施策を取り組んでいくことで、活力ある地域づくり、まちづくりに繋げ、
人口減少を少しでも抑えていきます。

特に、地域特性や資源を活かした産業・観光による地域の雇用を創出し、住み
やすく子育てをしやすい環境づくり等に取り組むことを基本に長期的な施策に取
り組みます。

また、防災・減災対策、産業の発展や地域の振興等「安全・安心なまちづくり」
を推進する上で高規格幹線道路をはじめとする道路網の形成は、必要不可欠とな
っています。特に、都市部の2次、3次医療施設への搬送時間の短縮など、患者の
負担軽減を図るため、高速交通網の形成は重要となっています。

北海道新幹線については、早期完成が必須であり、当町の観光活性化・交流人口を拡大するための二次交通の充実が大きな課題であります。

財政運営については、安定した財源確保が依然として厳しい状況にありますが、今後も国や北海道の動向を十分注視しつつ、計画的かつ健全な行財政運営が求められます。

ウ．岩内町の社会経済的発展の方向の概要

本町は漁業を基幹産業として発展してきた町ですが、別表の「国勢調査人口及び産業別就業者数の推移－①②」（資料－3、4）のとおり、昭和50年と平成22年を比較すると、漁業を主体とする第一次産業が86.0%減と大幅に減少していることに比べ、第二次産業・第三次産業はそれぞれ45.4%、30.7%と減少率が小さくなっています。

また、町内の居住地は、都市計画用途地域内がほとんどであるため、コンパクトな市街地が形成されており、従来から独立した商業圏を構成し、医療・文化面等の都市的施設の集積と合わせ、南後志地域の中心的な地方都市として発展してきました。

今後は、平成27年度中に策定する岩内町総合戦略に基づいて地域の特性を活かした産業・観光による活力ある地域づくりや安心して子育てをできる環境づくりを進めていきます。

●資料－3 国勢調査人口及び産業別就業者数の推移 (①実数)

(単位：人)

区 分	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
国勢調査人口(実数)	25,611	25,444	25,093	25,405	25,799	25,823	22,373	20,892	19,372	17,895	16,726	15,744	14,451
国勢調査世帯数(実数)	4,839	4,897	5,297	6,075	6,737	7,219	7,254	7,232	7,201	7,069	6,969	6,853	6,555
大分類	第一次産業	2,579	3,182	3,037	2,284	2,352	1,840	1,362	984	681	470	355	257
	第二次産業	1,722	2,204	2,070	2,613	3,270	3,722	3,201	3,161	3,471	3,256	3,014	2,424
	第三次産業	3,525	4,070	4,125	4,622	5,806	6,169	5,510	5,439	5,207	5,121	4,705	4,665
	分類不能の就業者	3	1	2	1	9	8	6	6	2	0	2	0
	(合計) 就業者総数	7,829	9,457	9,234	9,520	11,437	11,739	10,079	9,590	9,361	8,847	8,076	7,395
A 農 業	921	1,439	1,368	586	598	329	216	250	218	193	162	138	124
B 林 業	34	86	69	66	62	48	50	36	34	23	14	8	5
C 漁 業	1,624	1,657	1,600	1,632	1,692	1,463	1,096	698	429	254	179	160	128
D 鉱 業	37	14	13	33	20	8	10	10	3	9	4	3	4
E 建 設 業	677	1,393	1,200	1,649	1,936	2,159	1,809	1,788	2,032	1,984	2,009	1,577	1,297
F 製 造 業	1,008	797	857	931	1,314	1,555	1,382	1,363	1,436	1,263	1,001	844	730
G 電気・ガス・熱供給・水道業			21	21	31	51	75	45	55	43	44	47	62
H 運 輸 ・ 通 信 業	529	486	443	558	642	660	626	632	606	540	457	353	341
I 卸売・小売業・飲食店	1,622	2,013	2,002	2,029	2,473	2,398	2,204	2,195	1,887	1,845	1,681	1,718	1,556
J 金 融 ・ 保 険 業	97	97	110	155	178	192	229	222	234	226	174	144	130
K 不 動 産 業					31	37	18	11	12	14	16	17	56
L サ ー ビ ス 業	1,066	1,228	1,320	1,629	2,123	2,510	2,001	1,990	2,050	2,121	1,979	2,060	1,819
M 公務(他に分類されないもの)	211	246	229	230	328	321	357	344	363	332	354	326	310
N 分 類 不 能 の 産 業	3	1	2	1	9	8	6	6	2	0	2	0	65

●資料－4 国勢調査人口及び産業別就業者数の推移 (②構成比)

(単位：人、%)

区 分	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
国勢調査人口(実数)	25,611	25,444	25,093	25,405	25,799	25,823	22,373	20,892	19,372	17,895	16,726	15,744	14,451
国勢調査世帯数(実数)	4,839	4,897	5,297	6,075	6,737	7,219	7,254	7,232	7,201	7,069	6,969	6,853	6,555
大分類	第一次産業	33.0	33.7	32.9	24.0	20.5	15.7	13.5	10.2	7.3	5.3	4.4	3.9
	第二次産業	22.0	23.3	22.4	27.4	28.6	31.7	31.7	33.0	37.1	36.8	37.3	30.7
	第三次産業	45.0	43.0	44.7	48.6	50.8	52.5	54.7	56.7	55.6	57.9	58.3	64.4
	分類不能の就業者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	(合計) 就業者総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 農 業	11.8	15.2	14.8	6.2	5.2	2.8	2.1	2.6	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9
B 林 業	0.4	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1
C 漁 業	20.8	17.6	17.3	17.1	14.8	12.5	10.9	7.3	4.6	2.9	2.2	2.2	1.9
D 鉱 業	0.5	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
E 建 設 業	8.6	14.7	13.0	17.3	16.9	18.4	17.9	18.7	21.7	22.4	24.9	21.3	19.6
F 製 造 業	12.9	8.4	9.3	9.8	11.5	13.2	13.7	14.2	15.4	14.3	12.4	11.4	11.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業			0.2	0.2	0.3	0.4	0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	6.8	5.1	4.8	5.9	5.6	5.6	6.2	6.6	6.5	6.1	5.7	4.8	5.1
I 卸売・小売業・飲食店	20.7	21.3	21.7	21.3	21.6	20.4	21.9	22.9	20.1	20.8	20.8	23.3	23.5
J 金 融 ・ 保 険 業	1.2	1.0	1.2	1.7	1.5	1.7	2.3	2.3	2.5	2.6	2.2	1.9	2.0
K 不 動 産 業					0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.8
L サ ー ビ ス 業	13.6	13.0	14.3	17.1	18.6	21.4	19.9	20.7	21.9	24.0	24.5	27.9	27.4
M 公務(他に分類されないもの)	2.7	2.6	2.5	2.4	2.9	2.7	3.5	3.6	3.9	3.7	4.4	4.4	4.7
N 分 類 不 能 の 産 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0

(2) 岩内町における人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と今後の見通し

本町の人口の推移を国勢調査（表1-1（1））で見ると、昭和35年から昭和50年までは25,000人台で安定的に推移してきたものの、昭和50年をピークに大きく減少しています。

平成22年とピーク時の昭和50年の比較では、総人口は25,823人から14,451人へと11,372人、44.0%の減少となっており、昭和35年の25,093人との比較においても10,642人、42.4%の減少となっています。

また、年齢別人口について、総人口に対する65歳以上の割合を比較すると、昭和35年に5.1%であったのに対し、昭和50年には8.4%、平成7年には18.2%、平成17年には26.4%、さらに平成22年には30.3%と年々増加しており、高齢化の進展に歯止めのかからない状況にあります。

将来の人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2040年には7,850人になるとされており、少子化や転出超過による減少傾向がこのまま続くものと予想されることから、岩内町総合戦略における雇用対策や子育て環境の充実等の各施策の実施により、減少速度を少しでも緩める対策を行っていきます。

イ. 産業別就業者数の推移

就業者総数は、産業別就業者数の動向を国勢調査（表1-1（3））で見ると、人口と同じく昭和50年をピークに減少し、平成22年の6,627人まで減少しており、昭和35年の9,234人と比較して28.2%、昭和50年の11,739人と比較して43.5%の減少となっています。

産業別の就業者数比率では、昭和50年には第一次産業が15.7%（1,840人）、第二次産業が31.7%（3,722人）、第三次産業が52.5%（6,169人）でしたが、平成22年には第一次産業が3.9%（257人）、第二次産業が30.7%（2,031人）、第三次産業が64.4%（4,274人）となり、第一次産業が大幅な減少をみせる中、第二次産業と第三次産業の比率が増加しています。

漁業については、昭和50年に12.5%（1,463人）であったものが、平成22年には1.9%（128人）と構成比率・実数とも急激に落ち込んでいます。

その結果、平成22年時点において構成比の大きい産業分野を列举すると、サービス業27.4%、卸売・小売業・飲食店23.5%、建設業19.6%、製造業11.0%となり、これら4部門で全体の80%以上を占めています。

ウ. 社会動態における推移

社会動態における転出人口は、昭和50年から平成元年までは1,300～1,500人前後の幅で推移してきましたが、平成3年から徐々に減少しており、平成25年では649人となっています。

転入人口は、昭和50年から平成元年までは1,000人前後で推移していましたが、平成2年度以降は800人を下回り、平成25年では462人となっています。

全体としてみると、昭和42年以降は転出人口が転入人口を常に上回る社会減の状況が続いていますが、平成2年の社会減546人を最大値として転入転出の差が年々小さくなっており、平成25年では187人の社会減となっています。

エ. 自然動態における推移

出生数が徐々に減少している一方で、死亡数はほぼ一定に推移している傾向があり、平成6年までは自然増であったものが、平成7年には初めて自然減となり、今後さらに自然減が拡大していくものと予想されます。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	25,093		25,405	1.2	25,799	1.6	25,823	0.1	22,373	△ 13.4
0歳～14歳	8,852		7,794	△ 12.0	6,981	△ 10.4	6,575	△ 5.8	5,248	△ 20.2
15歳～64歳	14,952		16,095	7.6	17,056	6.0	17,082	0.2	14,794	△ 13.4
うち 15歳～ 29歳(a)	6,239		6,487	4.0	6,579	1.4	6,005	△ 8.7	4,277	△ 28.8
65歳以上 (b)	1,289		1,516	17.6	1,762	16.2	2,166	22.9	2,331	7.6
(a)/総数 若年者比率	24.9		25.5	-	25.5	-	23.3	-	19.1	-
(b)/総数 高齢者比率	5.1		6.0	-	6.8	-	8.4	-	10.4	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	20,892	△ 6.6	19,372	△ 7.3	17,895	△ 7.6	16,726	△ 6.5	15,744	△ 5.9
0歳～14歳	4,294	△ 18.2	3,424	△ 20.3	2,839	△ 17.1	2,366	△ 16.7	2,113	△ 10.7
15歳～64歳	14,104	△ 4.7	13,197	△ 6.4	11,803	△ 10.6	10,662	△ 9.7	9,472	△ 11.2
うち 15歳～ 29歳(a)	3,744	△ 12.5	3,386	△ 9.6	2,881	△ 14.9	2,464	△ 14.5	1,896	△ 23.1
65歳以上 (b)	2,494	7.0	2,751	10.3	3,253	18.2	3,698	13.7	4,159	12.5
(a)/総数 若年者比率	17.9	-	17.5	-	16.1	-	14.7	-	12.0	-
(b)/総数 高齢者比率	11.9	-	14.2	-	18.2	-	22.1	-	26.4	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	14,451	△ 8.2
0歳～14歳	1,667	△ 21.1
15歳～64歳	8,396	△ 11.4
うち 15歳～ 29歳(a)	1,624	△ 14.3
65歳以上 (b)	4,384	5.4
(a)/総数 若年者比率	11.2	-
(b)/総数 高齢者比率	30.3	-

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位 : 人、%)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	17,349	-	16,386	-	△ 5.6	15,086	-	△ 7.9
男	8,112	46.8	7,603	46.4	△ 6.3	7,033	46.6	△ 7.5
女	9,237	53.2	8,783	53.6	△ 5.0	8,053	53.4	△ 8.3

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	13,982	-	△ 7.3	13,549	-	△ 3.1	
男 (外国人住民除く)	6,549	46.8	△ 7.3	6,353	46.9	△ 3.0	
女 (外国人住民除く)	7,433	53.2	△ 7.7	7,196	53.1	△ 3.2	
参考	男 (外国人住民)	10	31.2	-	11	30.6	10.0
	女 (外国人住民)	22	68.8	-	25	69.4	13.6

表 1 - 1 (3) 人口の今後の見通し (国立社会保障・人口問題研究所推計準拠)

(単位 : 人)

区分	実績値 (国勢調査)				推計値	
	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2040年 (平成52)	2060年 (平成72)
総人口	16,726	15,744	14,451	13,041	7,850	4,656

表 1 - 1 (4) 産業別就業者数の動向 (国勢調査)

(単位 : 人、 %)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,234		9,520	3.1	11,437	20.1	11,739	2.6	10,079	△ 14.1
第一次産業 就業人口比率	32.9		24.0	△ 24.8	20.5	3.0	15.7	△ 21.8	13.5	△ 26.0
第二次産業 就業人口比率	22.4		27.4	26.2	28.6	25.1	31.7	13.8	31.7	△ 14.0
第三次産業 就業人口比率	44.7		48.6	12.0	50.8	25.6	52.5	6.3	54.7	△ 10.7

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	9,590	△ 4.9	9,361	△ 2.4	8,847	△ 5.5	8,076	△ 8.7	7,395	△ 8.4
第一次産業 就業人口比率	10.2	△ 27.8	7.3	△ 30.8	5.3	△ 31.0	4.4	△ 24.5	4.1	△ 13.8
第二次産業 就業人口比率	33.0	△ 1.2	37.1	9.8	36.8	△ 6.2	37.3	△ 7.4	32.8	△ 19.6
第三次産業 就業人口比率	56.7	△ 1.3	55.6	△ 4.3	57.9	△ 1.7	58.3	△ 8.1	63.1	△ 0.9

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	6,627	△ 10.4
第一次産業 就業人口比率	3.9	△ 16.0
第二次産業 就業人口比率	30.7	△ 16.2
第三次産業 就業人口比率	64.4	△ 8.4

(3) 岩内町の行財政の状況

ア. 行政の状況

明治33年に一級町村制の施行により誕生した岩内町は、昭和30年の島野村との合併を経て、平成2年12月に共和町との境界変更を行い、現在に至っています。

広域行政については、岩内・寿都地方消防組合（消防事務）、岩内地方衛生組合（し尿処理・じん芥処理）が設立されています。

地域指定では、低開発地域工業開発地区（昭和38年）、振興山村（昭和48年）、特別豪雪地帯（昭和51年）、半島振興対策実施区域（昭和63年）、総合保養地域（平成10年）等の指定を受けています。

イ. 財政の状況

本町の財政状況は、過去の厳しい状況を改善するため、行政改革の断行や借換債の発行、更には投資的事業の選択による地方債の抑制などに努め、財政指標の全てにおいて良好を維持しています。

しかしながら、社会保障と税の一体改革による消費税引き上げの今後の判断が、地域経済にどのように作用し、特に企業収益や雇用環境、また個人所得等にどのような影響を及ぼすのか計り知れない状況にあります。

平成25年度における主な歳入は、地方交付税40.3%、国庫支出金7.0%、道支出金10.4%、地方債10.2%であり、依存財源の占める割合が、依然として高い状況にあります。

また、性質別歳出は、投資的経費12.8%、人件費及び公債費が同比率で17.6%、扶助費9.9%であり、義務的経費が全体の45.1%を占めています。

今後においては、歳入面で、町の人口減少に伴う経済規模の縮小などによる町税等一般財源縮減の継続、歳出面では、社会保障費の自然増や老朽化した施設の維持補修経費の追加、不可避な大型事業が控えているなど、慎重な財政運営が求められています。

こうした状況を踏まえた中で、財政運営については、山積した諸条件を抱える中においても、諸条件を柔軟かつ中長期的に見据えつつ、実施する事務・事業を選択し、計画的かつ健全な財政運営に努めていくこととします。

ウ. 施設整備水準等の現況と動向

生活基盤であるとともに産業振興の基盤でもある道路に関しては、行政区域内に国道16.9km、道道9.4km、町道110.0kmを有していますが、国道、道道とも舗装率が100.0%の整備状況であるのに対し、町道は平成26年3月31日現在で舗装率35.8%に過ぎず、防塵舗装を含めても67.8%と整備は充分ではありません。

水道事業については、上水道事業の実施により、平成25年度末の給水人口は12,119人、水道普及率は86.5%となっています。

普及率はここ数年横ばいの状態であり、今後も同様の傾向が続くと思われます。

公共下水道については、快適な生活環境の確保や豊かな自然環境づくりを目的に、共和町との合意のもとに広域的な取組みを進めており、平成25年度末現在、処理人口は7,609人、普及率は54.3%となっています。

また、平成24年3月には事業計画面積を258.4ヘクタールから344.0ヘクタールに拡大しています。

公営住宅は、約6割が耐用年数を経過しており、老朽化や狭小化に加えて、住環境の悪化等が懸念されています。

このため、昭和29年の岩内大火後に建設した災害復旧住宅をはじめとして、他の団地も含めた総体的な需要を把握し、計画的な建替等を行っています。

医療施設については、病院1か所、診療所9か所、歯科診療所7か所が開設されていますが、高度で専門的な医療機関は都市部に集中しており、住民の時間的・経済的な負担が大きくなっています。

また、慢性的に医療従事者が不足していることから、地域全体で地域医療を守り、医師等を応援する体制づくりを行う必要があります。

福祉施設については、高齢者、児童、障がい者の各施設が整備されており、関係機関と一層の連携を図りながら、事業展開の充実・強化に努めていく必要があります。

公的な教育施設としては、道立高等学校のほか、町立小学校2校と町立中学校2校があり、年次計画により大規模改修や教員住宅の整備を行っていく予定となっています。

スポーツ施設としては、運動公園内の野球場、陸上競技場、サッカー・ラグビー場のほか、温水プールやパークゴルフ場があり、また、文化施設としては、文化センター、美術館2館（1館は財団法人）、郷土館などが整備されています。

防災体制は、広報活動として防災行政無線が平成5年度に開局し、全戸に戸別受信機が設置されており、平成26年度には、デジタル化に伴う親局移設と戸別受信機の更新が完了しています。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）とも接続し、災害時における住民伝達において大きな役割を担っています。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	10,042,209	6,644,760	8,137,363	7,422,450
・一般財源	4,899,023	4,237,524	5,902,031	5,108,080
・国庫支出金	896,542	441,442	851,273	518,245
・都道府県支出金	527,720	512,435	643,556	770,567
・地方債 (うち過疎債)	952,500 (131,400)	409,700 (105,700)	723,539 (202,800)	753,616 (291,400)
・その他	2,766,424	1,043,659	16,964	271,942
歳出総額 B	9,957,881	6,537,030	7,719,810	7,075,778
・義務的経費	3,379,013	3,616,689	3,303,318	3,190,303
・投資的経費 (うち普通建設事業)	2,108,502 (2,108,502)	421,507 (417,033)	1,101,906 (1,045,568)	902,460 (902,460)
・その他	4,470,366	2,498,834	3,314,586	2,983,015
・過疎対策事業費	521,175	143,646	509,485	563,947
歳入歳出差引額 C(A-B)	84,328	107,730	417,553	346,672
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	0	98,706	0
実質収支 E(C-D)	84,328	107,730	318,847	346,672
財政力指数	0.33	0.35	0.29	0.28
公債費負担比率	23.4	30.3	20.2	21.6
実質公債費比率	—	20.6	9.2	12.7
起債制限比率	15.8	18.5	—	—
経常収支比率	93.6	100.2	90.3	91.0
将来負担比率	—	—	125.1	133.6
地方債現在高	14,022,624	14,034,934	11,352,672	9,755,764

(数値は普通会計決算による) (特定資金公共事業債除く)

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市町村道改良率 (%)	—	13.1	26.4	30.5	36.6
市町村道舗装率 (%)	—	10.9	21.4	28.7	33.8
農道延長 (m)	0.0	5,527.8	0.0	0.0	0.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	0.0	9.4	0.0	0.0	0.0
林道延長 (m)	3,310.8	3,310.8	3,310.8	3,310.8	3,310.8
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
水道普及率 (%)	0.0	63.0	79.7	83.2	86.1
水洗化率 (%)	—	—	6.5	8.6	26.2
千人当たり病院・診療所の病床数 (床)	—	25.6	23.6	19.7	15.1

区 分	平成25年度末
市町村道改良率 (%)	38.8
市町村道舗装率 (%)	35.8
農道延長 (m)	0.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	0.0
林道延長 (m)	3,310.8
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.8
水道普及率 (%)	86.5
水洗化率 (%)	31.8
千人当たり病院・診療所の病床数 (床)	13.4

(4) 地域の自立促進の基本方針

岩内町の自立促進を図るための基本方針は、町に住んでいるすべての人が、「経済的豊かさと心の充実が得られるまち」を目指しており、限られた財源を活かす成果志向の行財政運営を図りながら、少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活ができるまちづくり、地域資源の再確認・再活用による活力あるまちづくりを展開し、各分野でさまざまな施策を実施しているところであります。

しかし、近年の地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、特に「人口減少と少子高齢化」の急速な進展は、地域の活力を奪うだけでなく、まちづくりに対する要求の多様化・複雑化を招いており、地方自治体共通の問題でもあります。

このような状況を踏まえ、地域の自立促進の基本方針においては、資源を活かした一次産業の安定生産など、産業間の連携を図り地場産業で生活できる地域の創出や、保健・医療の充実や福祉の向上など、地域と共に住民が健康で、安全・安心で豊かな生活を目指すことを基本に、本町の総合計画や各分野で策定している個別計画、さらには地方が成長する力を取り戻すための「地方創生」を実現するためのビジョンである「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を図りながら、自立促進に向けたまちづくりに取り組んでいきます。

(5) 計画期間

この計画は、平成28年4月1日～令和3年3月31日までの5か年間とします。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

本町は、公営住宅や学校など昭和40年代から50年代に整備した公共施設（建築物）が非常に多く、完成後30年以上経過していることから、老朽化が進行しています。

こうした公共施設は、今後、大規模改修や建替事業を行わなければ更に老朽化が進行し、安心した施設利用が危惧されるなか、人口減少が進み厳しい財政状況下においては、全ての公共施設を維持・更新することは難しい状況にあります。

このため、本町における公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置の実現に向けて、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

第一に公共施設については、

- ・保有する公共施設の全体面積を人口減少や人口構造の変化を見据え、縮減に向け取り組んでいきます。
- ・新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の集約化・複合化、廃止・統廃合を基本とします。
- ・建設から一定期間を経過した公共施設は、適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるもので長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。
- ・今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

第二にインフラ施設については、

- ・構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。

※アセットマネジメント

損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法

- ・人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、廃止・縮小を進めます。
- ・公共施設と同様に、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・役割や機能、利用状況などに合わせ、補修・更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、改修・更新にあたっては、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。
- ・既に策定されている各計画を基本としながら、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(漁業)

漁業は、地域経済の牽引役として町の発展を支えた重要な産業です。

しかしながら、近年は、地球温暖化による海水温の上昇などにより、資源の減少や魚価の低迷、加えて、漁業就業者の高齢化や後継者不足等により、極めて厳しい状況に置かれています。

漁業生産高は、昭和52年に最高額の34億7千2百万円を記録した以降年々減少しており、平成25年には4億9千3百万円となり、最高額の約14%にまで落ち込んでいます。

本町の三大魚種であるイカ、サケ、スケトウダラは、資源的に流動的な要素を持ち合わせているため、新たな資源としてニシンの種苗放流や近年価格が高騰しているナマコの種苗生産を実施し、磯根資源のウニについても出荷調整の可能性を探るなど、資源管理型の漁業への転換を推し進めているところです。

しかしながら、日本海沿岸における資源の減少は加速的に進んでおり、種々様々な対策を講じているものの改善されるまでには至らず、漁業振興は大変厳しい現状にあります。漁業は今後においても重要な産業として位置づけており、「資源管理の徹底」「流通体制の整備」などの施策が必要となっています。

●資料－5 漁業生産高（実質）

（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
漁業生産高	883	1,021	1,291	733	1,148	764	544	784	661	493

資料：北海道水産林務部「北海道水産現勢」

(農 業)

本町の農業は、稲作を中心とした畑作・酪農との複合経営体で発展してきました。

平成2年の農家戸数は85戸で、耕地面積431haでしたが、平成26年には農家戸数33戸、耕地面積235haにまで減少している状況にあります。

特に、農業者には高齢者が多く、また後継者不足が深刻であり、本町農業の将来を見据えると新規就農対策が必要不可欠であります。さらに、狭い耕地面積で効率よく生産できる体制の整備が強く求められているところであり、加えて、T P P問題など農業改革に対応するための政策が必要となっています。

生產品種の多様化については、平成26年に新規就農者による本町初めての果樹栽培が開始され、将来的に観光型農園の開設を目指しているため、関係部局との連携を図りながら支援していくとともに、市場動向や消費者ニーズの把握など情報収集に努め、農産物の選定などを行う必要があります。

いずれにしても、限られた耕地面積の中で、生産された農産物をどのように流通させ、いかに活力ある農業を創り出せるかが課題であり、生産者と消費者との結びつきをより一層高めることが、地域農業発展の糸口と考えます。

(工 業)

本町の工業は、かつては豊富な水産資源を有効利用した水産加工業を中心として発展してきました。

平成25年製造品出荷額でみると、全体額の約117億円のうち、水産加工業を中心とする食料品出荷額が、その4分の1にあたる約29億円となっています。

「ミガキニシン」「カズノコ」「タラコ」の製造を中心とする水産加工業の状況は、国産原料については漁獲水産物の減少傾向に歯止めがかからず、それを補完する役割を担った輸入原料についても、海洋環境の変化や乱獲等による資源の減少や各国の買付競争に伴う輸入量の減少に直面しており、原料調達事情は年々厳しくなる状況にあります。

現在、消費者の食の簡便化が進み、電子レンジで手軽に魚を調理できる商品がヒットするなか、家庭で下ごしらえが必要な一尾物の購入が減少し、伝統的な水産加工品を製造する岩内の水産加工業にとっては、厳しい消費環境となっています。

●資料－6 工業出荷額（実質）

（単位：億円）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
製造品出荷額	135.3	148.0	148.9	145.2	126.4	121.2	120.7	116.6
食料品出荷額	44.8	47.5	36.2	34.6	33.8	31.6	29.9	28.9

資料：経済産業省「工業統計調査」

（企業誘致）

企業活動の推移を工業統計の事業所数と従業員数で比較すると、平成18年では42事業所で725人の従業員数が認められましたが、平成25年では、事業所数で28%減の30事業所、従業員数で10%減の650人となっており、企業活動は非常に厳しい状況と判断されます。

このうち、企業誘致活動により立地した企業の状況は、平成18年では9社、152人の雇用に対し、大型店の進出もあり、平成25年で13社、374人の雇用効果があり、町の全体の企業活動と比較して、その程度は良好なものとなっています。

従って、新たな産業の振興及び雇用の確保という面から、企業立地の推進は今後とも積極的に進めていく必要があります。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展による国内需要の減少が想定される経済情勢の中では、地域外企業の誘致活動だけによる企業立地は非常に難しく、地域内企業の育成強化による企業立地の環境整備と連動させた対応が必要です。

（起業の促進）

新規分野への起業的活動は、常にリスクが伴うものであり、地域経済の規模や各経営体の規模を考慮すると、民間投資が活発に行われるためには、何らかの下支えを必要としており、既存制度の活用も含め多様な支援策を講じることが必要となっています。

このため、平成21年度から特産品開発や空き店舗の利活用などに対する補助制度としてのまちづくり活動支援補助金制度等を実施してきましたが、今後は国・道等の補助金や各種融資の活用、さらにはソフト事業による支援を図っていく必要があります。

(商 業)

本町の商業は、漁業の繁栄と鉄道の開通により、港を中心に集積した商店街を形成し、岩宇4か町村の商業拠点としての役割を担うことで発展してきました。

しかし、漁獲量の減少、鉄道の廃止、人口の減少、後継者問題、郊外型大規模店の進出などの影響や、消費者の商店街における購買行動の変化などから、結果として空き店舗が増加するなど商店街の空洞化が進んでいます。

こうした現状を打開するために、空き店舗対策事業、景観美化事業、ポイントカード事業の実施、商店街による独自イベントの開催など、各商店街における戦略的な活性化への取り組みが進められています。

今後は、たら丸等の地域マスコットキャラクターや、深層水等の地域固有の資源を活用し、個性的で魅力ある個店づくりを基盤として商店街内のネットワークを強化できるよう、商店街全体の連携を図っていくことが必要不可欠となっています。

また、消費者の多様化する購買行動や、少子高齢化に対応した商店街のあり方が求められていることから、各商店街で新しい戦略（一店逸品など）を講じるとともに、行政を含めた関係機関との連携により、街なかのにぎわいを創り出し商業全体の活性化を進めることが必要となっています。

今後においても、厳しい経営環境が想定されることから、引き続き、中小企業者に対して経営安定化に向けた支援策が必要となります。

●資料－7 商業販売額（実質）

物価基準年：平成17年

(単位 上段：億円 下段：体)

区 分	S63	H3	H6	H9	H11	H14	H16	H19
商業販売額	378	337	298	261	250	218	208	173
経営体数	407	398	366	339	328	300	285	266

資料：経済産業省「商業統計調査」

(観 光)

本町は、積丹、ニセコといった自然環境に恵まれた地域に囲まれており、優れた歴史、文化、自然景観などの地域資源を持っています。

しかし、観光客のニーズは多種多様化しており、観光資源に対する要望も変化しています。そこで、観光客に望まれる観光資源を提供することで、満足度をさらに高めるよう広域的な連携も含めた工夫が必要となっています。

道の駅ガイドセンターたら丸館は、平成5年にトイレ・駐車場を含めた「複合多機能型休憩施設」として国の指定を受け現在に至っていますが、近年整備されている他の市町村の道の駅のような物産販売を主たる目的として建設されていないことから物産購入を目的とした利用者にとっては、十分な満足を提供できない状況となっています。

しかし、毎年おおよそ10万人程度の来館者があることから、タラ丸市場との連動を含め、利用者にとってさらに魅力ある観光情報の発信施設として機能することが求められています。

道の駅、木田金次郎美術館等の集客施設を中心として形成されている街なか地区は、観光客が多く集まっているにも関わらず、来場者要望の集積と分析が希薄なため、地元での消費行動への活用結びついていないことから、地域観光の情報の整備と提供、そのためのボランティアガイドを育成していきます。

また、温泉、スキー、キャンプ等の体験型・滞在型のリゾートとして、自然環境に親しむことのできる円山地区は、ホテル等の宿泊施設とオートキャンプ場、パークゴルフ場等の公共施設とスキー場などが連携を深め、町内外の観光客の集客に結びつけることが求められています。

雷電地区は、現在営業している旅館が減少しており、同時に観光客の入り込み数も減少しています。

しかし、この地区の温泉は湯量が豊富であり、また、特有の自然景観を有していることから、観光スポットとしての活用を検討していきます。

●資料－8 観光客入込み数（日帰り・宿泊） (単位：千人)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日 帰 り	509	519	495	500	427	344	362	345	328	313	333
宿 泊	102	98	98	99	115	115	100	104	103	108	124
計	611	617	593	599	542	459	462	449	431	421	457

資料：岩内町企画産業課調べ

(公園・緑地)

本町の公園は、街区公園が17か所、近隣公園が2か所、運動公園と総合公園が各1か所あり、平成27年7月に新たに風致公園が1か所追加され、合わせて22か所の都市公園が供用開始されています。

街区公園の多くは、大火後の土地区画整理事業によって設置されていますが、設置後相当の年月を経て、遊具の老朽化により施設の改修が課題になっています。

また、少子高齢化などにより、公園の利用形態が当初と大きく変化しており、地域のニーズや社会状況の変化に対応した公園の再整備が必要となっています。

公園・緑地については、遍在化している地区とのバランスを考慮した、適正な配置が求められています。

いわないリゾートパークは、総合公園としての利用と観光施設としての機能を充実させ、近くの森林公園と合わせた円山観光ゾーンとしての自然観賞や保養の場、そしてレクリエーションの場など複合的利用の場となるよう各施設との連携が必要となっています。

運動公園は、駐車場の整備拡充、敷地内の未利用地や利用頻度の低い施設などについて、総合的な検討が求められています。

また、初期に設置した施設の老朽化が進んでおり、修繕が必要となっています。

●資料－9 都市公園

	街区公園	近隣公園	総合公園	運動公園	計
箇所数	17	2	1	1	21
供用開始面積 (ha)	2.73	2.50	21.80	16.80	43.83

注) 平成26年3月末現在

(港湾)

港湾整備は、町の最重要プロジェクトとして優先的に事業の進捗が図られ、平成2年には新潟県直江津港との大型フェリーが就航し、日本海における物流拠点港として位置付けられましたが、フェリー航路が廃止され、それに伴いフェリー関連企業等が撤退し、さらには原材料や砂利などの一般貨物の取扱量も減少している状況となっています。

こうした中、平成12年には、全国で12港が指定された特定地域振興重要港湾の一つとして位置付けられており、漁港及び物流基地としての機能維持のため、老朽化した施設の改良と越波対策、防波堤の安全性の確保が必要となっています。

また、これらの整備と並行して、北海道横断自動車道や岩内共和道路の新たな道路整備による物流の変化に対応しながら、港の利活用について積極的に展開していく必要があります。

(深層水多目的利用の推進)

深層水事業における多目的利用の推進については、町内外の企業に対して、新たな産業資源として活用し付加価値により地域経済の振興を図ることを目的に実施されています。

平成17年度から地場産業サポートセンターにおいて、多目的利用のための分水を開始しておりますが、最近3年間の利用水量は、平成23年度で5,865トン、平成24年度で5,851トン、平成25年度で6,174トンとなっており、年6,000トン前後で推移しています。

平成25年度の利用状況は、利用水量の約99%が企業利用によるもので、残りが一般利用となっています。

利用企業の使用目的については、水産加工における原料の洗浄水としての利用及び活魚向けの蓄養水としての利用が、全体の99.0%を占めています。

また、地域別の利用状況については、約73%が町内企業での利用となっています。

深層水事業は特別会計で運営が行われていますが、現状では一般会計からの繰入による運営を続けており、会計の健全化が依然として課題となっています。

従いまして会計の健全化に向け、深層水のPRを町外の企業へ積極的に行うほか、農業利用を含めた幅広い分野への利活用の推進が必要となっています。

(2) その対策

(漁業)

1) 栽培漁業の推進

資源管理を徹底するため、これまで実施してきた栽培漁業を効率的かつ計画的に推進し、漁協及び水産技術普及指導所等と連携を図りながら栽培技術の向上に取り組めます。

- ① 種苗の生産、放流事業（サケ、マズイ、ヒラメ、ニシン、ナマコ等）の実施
- ② 安定的な増養殖事業の展開
- ③ 種苗生産施設の整備の検討

2) 漁家経営の安定

安定した経営を図るために、経営基盤の強化や生産性の向上に努めるとともに、補助金等の活用に対する支援を行います。

- ① グループ操業などの協業化を推進
- ② 効率的な生産体制の構築
- ③ 未利用・未活用資源の有効活用

3) 出荷体制の充実及び流通体制の検討

漁獲物の鮮度保持を強化し、有利な価格で市場に安定供給するため、水産物供給体制の充実を図るとともに、新たな流通体制を検討するための事業に対し支援を行います。

- ① 深層水を利用した蓄養施設の有効活用
- ② 陸上蓄養施設整備の検討
- ③ 新規流通経路の検討

4) 深層水の漁業への利用促進

深層水の清浄性、低温安定性、富栄養性を利用した魚介類の蓄養、鮮度保持及び種苗の生産における技術的課題の解決を通じて、漁業者による事業化に向けた支援を行います。

- ① 魚介類の蓄養、鮮度保持による高品質化に関する検討
- ② 深層水を活用した種苗生産の実施
- ③ 深層水を活用した出荷調整の実施

(農 業)

1) 稲作経営の安定化促進

本町農業の中心である稲作経営の効率化の支援と、農業者への良品質・良食味米の拡大を図ります。

2) 酪農経営の安定化促進

耕畜連携対策による飼料自給率の向上を図るとともに、優良な乳牛の育成支援を通じて乳質の向上や乳量の増産を目指します。

3) 新規就農対策等の強化

農業者の高齢化や後継者不足を解消するため、新規就農者等担い手の確保に対し国や道、また関係機関に助言等の支援を要請します。

4) 農業者と消費者等との交流促進

農業者の産直市開催の検討をするとともに、農業者による観光型農園の開設を模索しながら、消費者、観光客等のニーズの把握に努めます。

(工 業)

1) 食品製造業の基盤強化の推進

地場産業サポートセンターが核となり、地域の食品製造企業、道立総合研究機構など関係機関・団体で構成される研究会の活性化を促すことで、会員相互の情報交換による食品開発、製造技術の向上を図り、地域の食品工業の振興を推進します。

- ①食品衛生や経営改善などセミナーの開催による研究会の活性化
- ②新規加工技術を利用した新製品の開発支援
- ③関係団体との連携による地場製品の普及支援

2) 食品の品質向上及び製造現場における衛生管理の推進

伝統食品である水産加工品をはじめ地域内食品について、衛生の観点から品質の向上を図るとともに、製造現場の現況を踏まえ、工場の品質管理向上のためのサポートを実施します。

- ①食品の安全性の確認及び栄養評価のための微生物検査・成分分析などの実施
- ②地域ハサップ認証を視野に置いた、製造業者との連携による自主衛生管理水準の底上げ

3) 経営安定への支援制度の活用

電源地域の優位性を活かした国の制度（電源地域振興促進事業）、町（中小企業振興条例等）の各種支援制度の活用による企業経営安定、工場増築・改修へのフォローアップを図ります。

（企業誘致）

1) 工業団地土地利用の推進

対象業種及び利用形態を見直しするなど企業のニーズにあった誘致環境の整備を図ります。

- ①対象業種の見直しを検討
- ②土地利用施策の検討

2) 助成制度の見直し

国や道の助成制度と整合性の取れた効率のよい制度へを見直しを検討します。

- ①岩内町企業立地促進条例の改正（対象業種及び助成措置の見直し）

3) 地域内企業の育成

地域内企業の育成を図るため、移転、増設にも対応できるよう支援制度の充実を進めます。

- ①岩内町中小企業振興条例の活用・充実
- ②フォローアップ体制の充実
- ③企業間連携（マッチング）の推進

4) 深層水を中心とした地域資源の積極的活用の推進

企業立地推進のため、地域資源としての深層水の積極的な普及宣伝を行い、その他の地域資源（水産物、農産物、自然資源）との複合的な活用を図ります。

- ①深層水の普及宣伝のための各種イベント・展示会への出展
- ②地場産業サポートセンターと連携した幅広い利活用拡大の推進

5) 企業立地活動に必要な人材ネットワークの形成及び関係団体との連携強化

活動を安定的に進めるため、町内外の人材ネットワークの形成を図り、商工会議所や関連する団体との連携を密にし、企業立地の実現に努めます。

（起業の促進）

- 1) まちづくり活動支援補助金制度の活用を図ります。

(商 業)

1) 個性的で魅力ある個店づくりによる商店街の活性化

商店街を形成する各個店が、地域資源などを活用し魅力ある商品・サービスを提供することにより、商店街全体の魅力の向上を目指します。

- ①新商品、新サービスの開発支援（町の支援補助金等の活用）

2) 少子高齢化社会に対応した商店街形成

人口減少、少子高齢化を考慮し、子育てコミュニティや高齢者コミュニティ機能を併せ持ち、子育て世代や高齢者に配慮したコンパクトで環境にやさしく、安心してゆとりを持ちながら買い物を楽しめる商店街の形成を図ります。

- ①空き店舗対策と連携したコミュニティスペースの確保

3) 街なかにぎわいを創出

中心市街地における各個店、商店街、関係団体との連携を深め、観光とも連動した「岩内らしさ」のPRと住民の購買意欲への働きかけ等により、商店街全体のにぎわいを創出します。

- ①街なか活性化事業の推進
- ②商店街活性化支援事業等の活用

4) 経営安定化への支援

商工会議所、中小企業相談所と連携し、中小企業者の経営安定化を支援します。

- ①中小企業金融対策事業（保証料補助と町融資制度）の実施
- ②国・道の融資制度の活用

(観 光)

1) 魅力ある地域観光資源の情報発信

観光協会と連携を図りながら、新たな観光資源の発掘、既存資源の再発掘、歴史・背景を含めた新たな角度からの観光情報の精査を行い、情報の集約発信ができる環境をつくります。

- ①新たな視点（歴史、文化、自然、食など）と切り口による観光情報の作成
- ②マスコットキャラクターたら丸の活用

2) にぎわいと地場産業の連動

祭事、観光イベント、商店街イベント等のにぎわいを地場産業の振興につなげる施策の構築を図ります。

- ①行事情報の収集発信
- ②にぎわいづくりのための体制整備の検討

3) 観光客に応じた受け入れ体制の再整備

郷土の自慢やイベント、道路情報、観光客が求めるタイムリーな情報を集約し、常時発信できるシステムの向上を図ります。

- ①新しい観光ニーズに対応するための研修会の開催支援
- ②観光客に好まれる食事、おみやげの開発支援

4) 「ふれあい」と「きめ細やかなもてなし」の醸成

郷土を愛する地元観光ボランティアの創出を図るとともに、観光へのさらなる意識の高揚を図ります。

- ①観光ボランティアガイドの育成
- ②岩内を知るための研修会、見学会の実施

5) エリア別に個性のある観光振興

○街なか地区（中心市街地）

- ①情報発信拠点としての「道の駅」の再構築
- ②名産品リストの拡充、観光ルート情報の集約発信の充実

○円山地区

- ①安らぎ、リフレッシュや自然環境に親しめる環境づくりの支援
- ②長期滞在をテーマとした民間施設への協力体制づくりの推進

○雷電地区

- ①自然景観をテーマとした観光フィールドの構築

6) 広域観光の推進

ニセコ圏、積丹圏、岩宇圏等それぞれの圏域での観光客の誘導と圏域相互の連携・強化を行い観光客の要望に応えるために広域化を図ります。

- ①広域観光ルートの拡充検討
- ②しりべしミュージアムロード事業の活用

(公園・緑地)

- 1) 中心市街地における各街区公園については、役割や位置付けを整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図ります。

2) 本町では、北側の地区において大火後の土地区画整理事業により、高い密度で都市公園整備が行われている一方、南側の地区においては、町営住宅等整備と一体で敷地内に児童遊園整備が行われてきた経緯があるため、都市公園そのものは少ない状況にあります。

今後は、老朽町営住宅等の用途廃止・再編に伴い、児童遊園の廃止も想定されることから、南側の地区における新たな都市公園整備の必要性や可能性について検討していきます。

3) 公園や公共施設を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。

4) 公園施設については、老朽化した遊具などによる人身事故を未然に防ぐため、点検整備や住民ニーズに応じて必要な更新を図り、適正な管理に努めます。

5) 街区公園の管理については、身近に利用する住民が中心となり、町内会や地域団体による公園の管理に向けた検討を進めます。

6) リゾートパークオートキャンプ場については、利用者アンケート調査等の結果を踏まえ、利便性の向上を図ります。

7) 新港地区の緑地については、港における住民の憩いの場として維持保全を図ります。

8) 野東川や運上屋川などの自然に恵まれた良好な河川の維持を図り、川とのふれあいや観察などを楽しめるような河畔空間の保全に努めます。

9) 市街地内の緑豊かなオープンスペースを形成している地区については、良好な緑地空間として保全、活用を図ります。

(港 湾)

1) 施設老朽化対策として、岸壁(−7.5m)(改良)、護岸(改良)、物揚場(−3.0m)(改良)、防波堤(船入潤)(改良)を行います。

2) ポートセールス活動を通じて新たな企業立地を図り、港湾の活用を推進します。

(深層水多目的利用の推進)

1) 幅広い分野に向けた深層水の普及

利用が進んでいない農業・酪農、利用が期待される飲料水、化粧品などの分野に向けて利用拡大を図ります。

- ① 農業団体や農業改良普及センターなどに向け試験利用の働きかけ、化粧品及び美容業界に向け深層水の利活用に関する情報提供
- ② 食品分野をはじめとする利活用に関する情報収集及び普及に向けて民間企業、試験研究機関への研究要望
- ③ 既存利用者から情報収集することで、より効果的なPRを実施

2) 町内外に向けた深層水の普及

- ① イベントの開催・展示会への出展や施設見学対応など町内外に向け深層水についての認識・関心を高めます。
- ② 深層水の普及に活用できる容器形態を検討します。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	道の駅周辺観光施設整備事業	町	
		都市公園再整備事業	町	
		パークゴルフ場増設整備事業	町	
		スキー場リフト改修事業	町	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	町営草地管理事業 <事業内容> 町営草地の管理（放牧管理・肥料散布等） <必要性> 後継者や担い手の確保・育成が大きな課題である中、酪農家への支援体制の充実を図るため <効果> 酪農経営の安定化促進	町	
		商店街振興対策事業 <事業内容> 商店街の振興に向け実施するイベント及びプレミアム付き商品券発行に対する補助（経費の一部を補助） <必要性> 街なかのにぎわいを創り出し、商業全体の活性化を図るため	団体	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		<p><効果> 観光とも連動した集客力の高いイベント開催等により、商店街全体のにぎわいを創出</p> <p>いわない怒涛まつり支援事業</p> <p><事業内容> いわない怒涛まつり実行委員会への補助（経費の一部を補助）</p> <p><必要性> イベントの開催を通じて地場産業の振興を図るため</p> <p><効果> にぎわいと地場産業の連動</p>	実行委員会	
	(10) その他	<p>岩内町地域振興協会スキー場運営費補助事業</p> <p><事業内容> ニセコいわない国際スキー場の運営費補助</p> <p><必要性> 民間事業者の経営撤退後、運営を引き継いだ「岩内町地域振興協会」への補助を継続し、冬期の重要な観光施設を維持していくため</p> <p><効果> 雇用確保とレクリエーション活動の推進</p>	団体	
		陸上蓄養施設整備事業	町・組合	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		なまこ種苗生産施設整備 事業	町・組合	
		港湾直轄事業	国	
		深層水関連施設維持整備 事業	町	
		漁業資源対策事業	組合・ 協議会	
		漁家経営安定化事業	町	
		中山間地域等直接支払 交付金事業	町	
		多面的機能支払交付金事 業	町	
		優良牛生産事業	組合	
		地域資源食品開発推進 事業	町	
		食品の安全性確認及び 品質管理体制構築事業	町	
		企業誘致推進事業	町	
		中小企業経営安定化支援 事業	町	
		若年者就労促進事業	町	
		観光開発推進事業	町・団体	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		港湾施設定期点検診断事業	町	
		深層水活用促進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

(広域交通アクセス)

町の経済活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮や周辺道路の交通渋滞、交通事故の減少など、地域の安全・安心な生活環境を実現するためには、高規格幹線道路をはじめとする道路網を中心とした交通体系の整備は必要不可欠です。

特に、血管疾患に対応可能な小樽・札幌市内の2次、3次医療施設への搬送時間の短縮、また安静搬送により患者の負担が軽減される救急医療を支援するためには、高速交通網の整備が重要となっています。

バス交通は、町内のバスターミナルを起点とした5路線が運行されていますが、都市間高速バスを除く4路線（神恵内線、雷電線、小沢線、岩内円山線）は、人口減少等に伴うバス利用者数の減少により、路線維持について非常に厳しい状況にあります。

しかし、バス交通は、住民のみならず近隣町村からの通院・通学、買い物等にも利用され、地域への経済効果も見込まれることから、関係自治体と連携し、引き続き検討を進めるとともに、町内の高齢者等の移動手段を確保するため、面的にネットワークする新たな公共交通網の形成を図る必要があります。

これら、バス路線の維持・確保、利便性の向上、さらにはきめ細かな町内移動を可能とする新たな公共交通の導入にあたっては、行政や交通事業者だけではなく、町民の積極的な公共交通の利用や商店街などと連携し、地域が一体となって取り組む必要があります。

また、観光活性化・交流人口の拡大のためには、旅客輸送の大量化・高速化が必須で、首都圏や東北地方とのアクセスルートである「北海道新幹線」の早期完成を目指す必要があります、それにあわせた二次交通体系の構築が今後の大きな課題となっています。

(道 路)

町道の路線数は、287路線、実延長110.0kmとなっています。

町道の整備は、人口集中地区に属する箇所については都市計画道路や幹線道路を中心として進めており、さらに、郊外の町道、観光関連道路も幹線に準じて道路整備を進めてきました。

平成17年から平成26年には、幹線道路整備や、公営住宅の建替事業、役場庁舎の移転事業に伴う交通量の増加に対応するための整備を、老古美波止場通り、岩内川岩ヶ嶺通り、岩内川壁坂通り、栄団地一号線、佐久間坂老古美通りで実施してきました。

しかし、人口集中地区の町道舗装率は上昇しているものの、全体では35.8%と整備水準が低い状態です。

特に、国道229号以南の町道は車道部分のみ防じん舗装で、歩道部分は未整備の区間が多く残されていることから、今後においては、防じん舗装の修繕や簡易舗装及び高級舗装の必要性・緊急性を総合的に判断した中で、計画的な整備が必要となっています。

また、中央自動車道笹子トンネル内のトンネル天井板の落下事故以来、橋りょうや道路照明灯の定期点検、長寿命化対策が必要となっています。

●資料－10 道路整備状況

(単位：km)

区 分	延 長	改良済延長	舗装済延長
国 道	16.9	16.9(100.0%)	16.9(100.0%)
道 道	9.4	9.4(100.0%)	9.4(100.0%)
町 道	110.0	42.7(38.8%)	39.4(35.8%) ※74.6(67.8%)

注) 1 平成26年3月31日現在

2 ※印は舗装済延長に防じん舗装を含む

このうち都市の骨格を形成する都市計画道路は現在、国道、道道、町道を含め18路線、計画延長28,170mが決定されています。

平成27年3月31日現在の整備率は、51.4%で延長にして14,490mです。

このうちすべて整備済みの路線は岩内小沢線、八幡通、万代御崎通、神社通、浜中大通、野束通の6路線です。

都市計画道路の整備については、平成22年の都市計画の変更決定以降、229号線、停車場通、薄田通において事業化されています。

将来の土地利用を図る上で、整合性のとれた道路網の整備は必要不可欠であり、長期末着手路線については、交通量調査等の実施、道路網及び幅員構成の見直しを行い、事業費を抑制するなど、都市計画道路としての整備を図る必要があります。

(海岸保全)

岩内港西側の海岸線については、野東川河口付近から敷島内地区にかけて著しい海岸浸食の影響がみられ、荒天時あるいは冬期間においては、波浪が道路に及ぶなど交通の障害にもなっています。

このため、野東川河口付近の越波に対する応急策として飛沫防止フェンス設置により対応していますが、今後は恒久的な海岸保全対策が必要となっています。

(情報通信網)

民間通信事業者による高速大容量のインターネットサービスや携帯電話・スマートフォンの普及により、地域住民を取り巻く情報通信環境は著しい変化を遂げており、これら情報インフラを活用した各種ICTサービスが広く提供されています。

このような状況の中、町では各種行政サービスの向上を図るため、役場庁舎と各公共施設（小学校、中学校、保育所、岩内地方文化センター、働く婦人の家、地場産業サポートセンター）をつなぐ情報ネットワーク基盤整備を行い、行政情報の共有化や行政事務の効率化、更に情報セキュリティの強化を図っています。

今後も、これらを基盤としながら、公文書、電子データ及び個人情報の適正な管理運用に努めるとともに、情報ネットワーク基盤環境の維持、強化を推進していきます。

(地域間交流)

本町における姉妹都市交流については、新潟県上越市（平成7年10月協定締結）並びに青森県深浦町（平成12年7月協定締結）との間で、行政や民間レベルでの訪問、物産展の開催、小学生のスポーツ交流などを通じた相互交流を続けています。

今後も、産業・経済・文化・防災等における良好な協力関係を維持していくための発展的かつ有意義な交流を継続していきます。

また、後志エリアにおいても、管内の各自治体が持つ特性を活かし合えるよう行政課題における官民の枠を超えたマッチングの可能性について検討していきます。

国際交流については、ロシア極東地方（スラビヤンカ）と交流している民間団体や諸外国からの留学生のホームステイを受け入れている町民有志の方が中心となり活動を展開しています。

世界と広く交流することにより、町民の異文化に対する理解と認識を深め、自らの生活、地域社会や文化など価値をより高める効果が期待でき、ひいては日本海ルートを活用した対岸地域との産業活性化につながる交流機会の創出を図っていく必要があります。

(広域連携)

広域連携については、地方自治法で、普通地方公共団体が他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることが定められています。

これまで各自治体が単独で提供してきた住民サービスを維持することは、人口減少社会の到来を迎え、難しい状況となっています。

今後は、住民サービスの維持向上と効果的な行財政運営を推進するため、他の先進事例におけるスケールメリットなども参考にしながら、本町としての広域連携の可能性について検討していきます。

(2) その対策

(広域交通アクセス)

- 1) 北海道横断自動車道「余市～小樽間」と「共和～余市間」の早期完成及び「倶知安～共和間」の早期事業着手、「黒松内～倶知安間」の調査促進等、早期整備の実現に努めます。
- 2) 近隣町村間を結ぶ生活バス路線確保のため、関係自治体と連携した対策を進めるとともに、交通事業者や地域住民らで構成する地域公共交通活性化協議会において、当町に見合った公共交通体系の調査・検討を進めます。
- 3) 北海道新幹線の早期完成を促進するとともに、観光客等が利用しやすい二次交通のあり方や対応策などの検討を進めます。

(道 路)

1) 都市計画道路の整備

都市計画道路として、229号線及び停車場通、高校前通、薄田通の整備を推進します。

2) 生活関連道路の整備

- ①町道の防じん舗装の摩耗及び老朽化対策を推進
- ②町道の砂利道舗装化の計画的な推進
- ③臨港道路の摩耗及び老朽化対策の計画的な実施
- ④橋りょう長寿命化修繕計画の推進

(海岸保全)

- 1) 海岸保全のため、国や道と連携した整備に向けて協議を進め、御崎・野東海岸保全施設の早急な対策を検討します。

(情報通信網)

1) 情報基盤の整備

- ① 情報ネットワーク基盤の維持管理
- ② 仮想システム及び情報セキュリティ対策の強化
- ③ ICTサービスの向上と活用

(地域間交流)

1) 姉妹都市との相互交流の推進

- 2) 後志管内における職員間の行政課題に対する交流の検討
- 3) 交流機会を拡充するための国際交流事業の推進

(広域連携)

1) 広域連携の可能性に関する調査・研究

(3) 計 画

事業計画 (平成28年度～令和2年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1) 市町村道	道 路	フヂタイ通り(外1線)(改良)	町
			筍山二号線(外1線)(改良)	町
		橋りょう	橋りょう修繕事業	町
		その他	3・4・13 薄田通	町
			3・4・3 停車場通照明 灯整備事業	町
			流雪溝改修事業	国
	(6) 電気通信施設等情 報化のための施設	防災行政用無線 施設	北海道総合行政情報ネッ トワーク整備事業	町
		その他	L G W A N更新事業	町
			戸籍コンピューター化 事業	町
	(9) 道路整備機械等		除雪トラック購入	町
			除雪ドーザ購入	町
			大型ロータリー除雪車購 入	町

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	(11) 過疎地域自立促進 特別事業	バス路線運行維持対策事業 <事業内容> 民間バス会社の赤字路線に 対する補助（経費の一部を 補助） <必要性> 人口減少に伴う利用者の減 少から路線を維持すること が厳しい状況にあるため <効果> 地域交通の維持・確保	民間	
	(12) その他	地域公共交通推進事業 道路ストック点検事業 橋りょう長寿命化修繕計 画策定事業 情報基盤管理事業	町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(上水道)

上水道事業は、昭和48年度に着手し、昭和50年度から給水を開始し、平成25年度末の給水人口は12,119人で、給水戸数は6,215戸、普及率は86.5%となっています。

水道施設は、整備以来約40年が経過し老朽化が進んでおります。

さらに、平成26年度に策定した水道ビジョンでは、町民アンケートの結果、安全・安心で災害に強い水道事業に対する期待が高い事から、計画的な老朽・耐震改修工事が必要となっています。

また、水道事業の経営は、今後の人口減少や少子高齢化により、使用料収入は減少し厳しくなると予想され、さらなる経営の効率化が求められています。

●資料－11 給水普及率の推移

(単位：%)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
給水普及率	85.2	86.3	85.9	86.2	86.5	86.6	85.8	86.1	86.7	86.8	86.5

(下水道)

下水道は、快適な生活環境づくり、海や河川の水質保全など多くの役割を有しており、町民生活には欠かすことの出来ない生活基盤のひとつとなっていることから、早期な整備完了が求められています。

岩内町の下水道事業は、平成12年度から工事着手し、平成17年3月31日に一部供用開始した後、供用面積の拡大を図るべく現在も污水管渠の布設を主体に鋭意建設中です。

平成25年度末の整備面積は233.1haで、処理人口7,609人、普及率54.3%、水洗化率40.8%の状況であることから、今後も引き続き下水道整備の推進と、下水道のPR活動等による水洗化率向上の対策を実施していく必要があります。

岩内・共和下水道管理センターについては、現在4,013m³/日の処理能力を有しており、2池の水処理施設が稼働しています。

また、し尿処理施設の老朽化に伴い、汚水処理施設の一元化を図るべく、汚水処理施設共同整備事業（M I C S 事業）の事業着手に向けた取り組みを進めています。

（ごみ対策）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会へと転換を図るため、これまで啓発活動などによるごみの排出抑制（減量化）の推進と資源物の分別収集によるリサイクル（資源化）の推進に努め、一定の成果を上げてきたところです。

平成20年6月に家庭系ごみの有料化を導入し、ごみ処理の費用負担の公平化とごみに対する意識改革を図った結果、ごみ排出量は平成19年度の1,350g/人日から平成21年度で1,020g/人日と減少しました。しかし、平成25年度では1,098g/人日と増加していることから、改めて、ごみに対する意識の向上を促し、ごみの排出抑制を図る必要があります。

また、平成25年度はリサイクル率も14.84%に留まっており、北海道（24.02%）及び全国（20.62%）を下回っています。このため、分別の徹底を図り、資源物量の増加を促すほか、容器包装リサイクル法の対象となる「その他紙製容器包装」の分別収集の対応を検討するなど、リサイクルの一層の推進を図っていくことが必要となっています。

ごみの減量化、資源化の一方、ごみ処理については、岩内地方衛生組合における一般廃棄物処理場の計画的な運転及び維持管理により、ごみの適正処理に努めています。

老朽化に伴う施設の更新については、地域住民や周辺環境に与える影響に配慮しながら、計画的に整備を進めています。

●資料－12 ごみ排出量

(単位：g／人日)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岩内町	1,020	1,026	1,027	1,025	1,098
北海道	1,037	1,020	1,006	1,004	1,013
全 国	994	976	976	964	958

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査

(公営住宅)

平成27年3月末現在の町営住宅管理戸数は18団地、1,540戸で、内訳は公営住宅1,068戸、改良住宅472戸となっており、公営借家率（平成22年国勢調査・道営住宅含む）は、全道平均の約2.6倍にあたる19.4%と、高い水準を示しています。

また、町営住宅の約6割が耐用年数を経過しているため、老朽化に加え、建設年の古い住宅については、設備・居住面積等の点で、住環境の悪化が認められています。

この背景として、昭和29年の大火後に建設された災害復旧住宅が依然として存続していることなどがあげられます。

一方、近年の高齢化社会の進展に伴い、バリアフリー化等への対応が急務となっていますが、建設年の古い住宅については、十分な対応ができていない構造となっているため、居住者ニーズに合わせた住戸改善などの整備が必要となっています。

従って、町営住宅の再生については、岩内町公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替事業及び住替事業を実施し、老朽化した町営住宅の解消と管理戸数の適正化を目指す必要があります。

(耐震化の促進)

平成25年の耐震改修促進法及び国の基本的な方針の改正により、これまでの「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を平成27年までに90%にする」という目標に加え、「住宅については、平成32年までに少なくとも95%にする」という目標が追加されました。

また、すべての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなりました。

こうしたことから、町では、当初計画の計画期間が平成27年度までということも踏まえ、法改正や当初計画策定以降の耐震化の取組や状況の変化を受けた計画の見直しを平成27年度に行い、平成28年度より新たな計画に基づきさらなる耐震化の促進を図ることとしました。

この計画では、昭和56年以前建設の建築物が対象となり、該当する町内の民間建築物においては民間住宅と特定建築物及び沿道特定建築物について、公共施設では町有公共施設（町の管理する住宅など）、特定建築物及び指定避難施設について耐震化の促進を図るものです。

町内における民間の住宅（共同住宅を含む）や特定建築物（沿道特定建築物を含む）は依然として耐震化率が低い一方、町有の特定公共建築物と指定避難施設については、平成27年度の役場庁舎建替により耐震化率100%という当初計画の目標を達成することが出来ました。

また、耐震化促進には費用負担が課題になることから、民間建築物の耐震診断と耐震改修に対しては平成23年度に補助制度を創設したところですが、これまで利用実績がなく、助成制度のあり方について検討が必要となっています。

(消防・救急体制)

昭和49年、後志南西部の7町村により、岩内・寿都地方消防組合が設置され、広域消防体制による火災予防行政の充実と消防組織体制の強化が図られています。

本町の消防体制は、消防組合消防本部のもと、岩内消防署及び消防団として5分団で構成されています。

建築物の中・高層化、また社会生活の変化に伴う各種危険の潜在化により、消防行政に求められる要求は年々大きくなってきているため、消防体制の強化が急務となっています。

また、救急体制については、現在救急車2台を所有していますが、高齢化の進展及び多発する交通事故等により出動件数は増加しているため、救急業務の充実・強化が求められています。

(防災・危機管理)

地域の防災・危機管理については、昭和43年に岩内町地域防災計画、平成元年に泊発電所周辺地域原子力防災計画、平成3年には岩内町水防計画、さらに平成8年には岩内町地域防災計画の別編として地震防災計画を策定し、各種災害の予防、応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施する体制づくりに努めてきました。

また、平成7年に上越市、平成12年には深浦町との間で、災害が発生した場合の姉妹都市災害時相互応援協定が締結されました。

平成23年3月発生 of 東日本大震災以降、防災・危機管理に対する住民意識の急速な高まりにより、災害に対する体制整備と防災機能の強化が急務となっています。

中でも高齢者や障がい者などの要配慮者が被害に遭うケースが多いことから、平成21年9月に岩内町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を策定し、避難行動要支援者名簿の作成に努めながら、要配慮者が迅速に避難できる支援体制の構築を進めています。

平成5年4月に開始された防災行政無線放送については、住民への迅速かつ確実な情報伝達手段として重要な役割を担っており、平成26年度にデジタル化に伴う親局移設と戸別受信機の更新が完了しました。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）とも接続し、緊急地震速報や津波注意報・警報などの発令時に自動放送が可能であることから、災害時における住民伝達において大きな役割を担っています。

泊発電所周辺地域原子力防災計画に基づき、国、道、後志13か町村を含めた防災関係機関による原子力防災訓練を毎年実施しており、今後もより実効性ある訓練となるよう、体制整備と訓練の充実が求められています。

(生活安全)

交通安全対策については、交通事故の発生件数、死傷者数は全国的には減少傾向にありますが、子供や高齢者が事故に巻き込まれるケースも多く、地域住民が一体となった交通安全への取り組み、啓発運動の強化が求められています。

また、交通事故の防止や歩行者等の安全確保のため、交通安全施設の確保・充実を図る必要があります。

防犯対策については、身近な犯罪は減少傾向にありますが、特殊詐欺などの新たな犯罪も発生しており、地域住民が安全で安心して暮らせる、犯罪や暴力のないまちづくりのため、地域住民や関係機関が一体となった防犯意識の向上や防犯活動の強化が求められています。

近年、町内において空家が多く見かけられるようになり、適切な管理が行われていない空家は倒壊等の危険性のある危険家屋として住民生活に深刻な影響を及ぼしつつあります。

このような危険家屋の発生防止と解消を進めていくための体制整備が求められています。

(2) その対策

(上水道)

- 1) 安全・安心な水道水を安定的かつ持続して供給するため、計画的な配水管、浄水場の老朽・耐震改修を進めます。
 - ①配水管、浄水場の老朽・耐震改修
 - ②浄水場の運転における効率化
 - ③企業会計の経営安定化
- 2) 給水区域内においては、要望に応じて積極的に配水管などの整備を進め、普及率の向上に努めます。

(下水道)

- 1) 公共用水域の水質保全に必要な事業として、未普及地域の計画的な下水道整備推進と、適正な維持管理により普及率向上を図ります。
- 2) 水洗化率の向上による下水道事業会計の健全化を図るため、下水道による生活環境の快適さのPR活動を実施します。
 - ①広報やホームページ等を利用した、水洗化補助制度及び融資あっせん制度等の周知
 - ②お祭り等のイベントを利用した、トイレや汚泥肥料等の展示
- 3) 岩内・共和下水道管理センターの整備については、安定した処理を図るため、今後の汚水処理量の増加に対し、計画的な水処理施設の増設を検討します。
- 4) 汚水処理施設の一体的管理で効率的かつ持続可能な地域全体の汚水処理運営を図るため、汚水処理施設共同整備事業（MICS事業）の早期事業着手に向けて関係機関と協議を進めていきます。

(ごみ対策)

1) 減量化・資源化の推進

住民・事業者・町が一体となって、「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生使用（リサイクル）」の取り組みを進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

- ①ごみの排出抑制、リサイクルに関する啓発活動
- ②資源物の対象品目の拡大
- ③住民のリサイクル活動への支援
- ④事業系ごみの資源化の促進
- ⑤不法投棄対策の強化

2) ごみの適正処理の推進

リサイクルできないごみを適正に処理するため、岩内地方衛生組合の一般廃棄物最終処分場の管理運営と一般廃棄物中間処理施設の整備について、組合構成町村と連携して計画的に進めていきます。

(公営住宅)

1) 老朽化住宅について、令和4年までに用途廃止予定団地（島野B・みどりヶ丘・南栄・西相生・東相生・東宮園（簡平）・高台）226世帯の住替えをし、順次除却を進め用途廃止を行います。

2) 耐火構造の町営住宅は、長期利用を図るため修繕計画を策定し、住替事業及び計画的な公募の受け皿として活用します。

3) 地域住民や入居者同士が、相互に健康づくりや生きがいを持てる生活環境の整備に努めます。

(耐震化の促進)

1) 民間建築物の耐震化促進

- ①耐震化に係わる相談体制の整備、啓発のため、平成23年度より耐震診断・改修に係わる相談窓口の設置し、地震防災に対する意識の啓発・情報発信、技術者への情報提供を図っています。
- ②耐震診断・耐震改修の促進には、住宅や建築物の所有者が、地域防災の観点から自らの問題として取り組むことが大切です。このため、町では、平成23年度より戸建木造住宅の無料耐震診断を実施し、あわせて耐震診断及び耐震改修に係る助成制度を創設し、耐震化の促進を図っているところであります。
- ③耐震化を担う人材育成・技術力向上のため、耐震診断・改修技術講習会などの情報提供、道及び北海道建築士会との連携を図ります。

2) 公共施設の耐震化促進

町有公共建築物については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら耐震性のないものは現在の建物状況や将来的な利用方針を見定め、必要性が高いと判断された建築物は耐震化に向けた検討を行います。

(消防・救急体制)

- 1) 火災のない安全なまちづくりのために住宅防災対策の推進を図ります。
- 2) 救急業務の高度化、高度救命処置に対処するため高規格救急車の更新、救急資材・器材の整備等の充実を図ります。
- 3) 多くの住民が応急処置が実施できるよう、心肺蘇生法や止血法などの応急処置に関する知識の普及、啓発を図ります。
- 4) 少子高齢化社会の進行に対応するため、消防体制の強化・充実を図ります。
- 5) 平成28年度から消防救急無線デジタル化への本格運用に伴い、大規模特殊災害に対応する広域ネットワークの構築と通信体制の充実・強化を図ります。
- 6) 建築物の中・高層化に対応するため、屈折はしご付きポンプ自動車の導入を検討します。
- 7) 高齢者等の災害時要援護者の安全に重点を置いた防災対策の推進を図ります。

(防災・危機管理)

1) 防災体制の確立

災害に備えた体制をより強固なものにし、防災従事者の業務の習熟を図ります。
また、地震や風水害等の防災情報を提供する伝達システムを構築します。

- ①防災訓練や研修会への参加
- ②情報伝達システムの整備

2) 要配慮者の支援体制の確立

高齢者や障がい者など要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の確立を図ります。

- ①要配慮者との情報の共有化
- ②避難支援プラン（個別計画）の策定

3) 避難所の機能強化

避難所のスムーズな開設・運営と、避難所の機能強化を図ります。

- ①避難所開設訓練の実施
- ②避難所への迅速な救援物資の供給体制の整備
- ③計画的な防災備蓄品の備蓄

4) 防災知識の普及と防災意識の高揚の促進

住民の防災知識の普及を図るとともに、災害に備えた心構えや災害時における対応などを啓発し、防災意識の高揚を図ります。

- ①防災講習会や防災訓練の開催
- ②自主防災組織の育成、組織化
- ③防災マップの配布
- ④広報紙や防災行政無線での周知

5) 冬季避難ルートの確保

除雪、排雪を徹底し、冬季における避難ルートの確保を図ります。

6) 泊発電所の安全確保

泊発電所の安全確保を北海道電力株式会社に強く求めるとともに、国及び道に対して、監視体制の強化・充実を求めます。

7) 応援協力体制の確立

地域内での応援協力体制の確立を図るとともに、広域的な応援協力体制の拡充を図ります。

(生活安全)

1) 交通安全対策

地域住民や関係機関が一体となった啓発運動、交通安全への取り組みを実施します。

- ①交通安全意識の向上
- ②交通安全施設の整備

2) 防犯対策

地域住民や関係機関が一体となった啓発運動、犯罪が発生しにくいまちづくりのための取り組みを実施します。

- ①地域ぐるみの防犯意識の向上
- ②防犯機器等の整備

3) 危険家屋対策

危険家屋の発生防止と解消に努めます。

- ①危険家屋の実態調査の実施とデータ化
- ②危険家屋の発生防止、解消のための普及、啓発
- ③危険家屋の発生防止、解消のための体制整備

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業	町	
		(2) 下水道処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	町
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理場整備事業	一部事務組合	
		旧一般廃棄物中間処理施設除却事業	一部事務組合	
		し尿処理施設	汚水処理施設共同整備事業	町・ 一部事務組合
	(5) 消防施設	旧衛生処理施設除却事業	一部事務組合	
		消防ポンプ自動車購入	一部事務組合	
		高規格救急自動車購入	一部事務組合	
		水槽付消防ポンプ自動車購入	一部事務組合	
		救助工作車購入	一部事務組合	
		消防車庫建設事業	一部事務組合	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	(8) その他	紙リサイクル化事業	町	
		旧役場庁舎除却事業	町	
		墓地整備事業	町	
		墓地合同墓整備事業	町	
		霊苑改修事業	町	
		島野地区集会所老朽化対策事業	町	
		西宮園集会所老朽化対策事業	町	
		廃棄物減量・資源化事業	町	
		町営住宅長寿命化計画策定事業	町	
		住生活基本計画策定事業	町	
		耐震改修等支援対策事業	町	
		要配慮者避難支援事業	町	
		災害時対応備品購入事業	町	
		防災マップ更新事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(高齢者福祉)

高齢化や核家族化の進展とともに、本町においても一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者などが増加傾向にあり、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳）になる10年後（令和7年）の「超高齢社会」を見据え、どのような対応が必要か、大きな課題となっています。

このため、今後は、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、「地域包括ケアシステムの構築」を目指し、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防などの様々なサービスを切れ目なく利用できる地域社会の実現」に向け、社会全体で高齢者を支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

重点的な取り組みとしては、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症支援策の展開」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備」、「町独自の生活支援サービスの充実」などであり、これらを具体的に実現していくためには、地域包括支援センターの一層の機能強化が重要となります。

また、社会福祉協議会、介護サービス事業者などの関係機関との密接な連携や、民生委員、町内会、ボランティア団体などへの活動支援等を通じ、高齢者を取り巻く地域課題を共有・明確化しながら、社会全体で高齢者を支え合う基盤整備を着実に進めていきます。

●資料-13 高齢人口の推移（国勢調査）

（単位：人）

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
60歳以上	3,322	3,630	4,062	4,611	5,058	5,346	5,624
65歳以上	2,331	2,494	2,751	3,253	3,698	4,159	4,384
独居者	331	455	557	695	761	982	1,097

(児童福祉・ひとり親家庭の福祉)

本町における15歳未満の児童数は減少傾向が続いており、国勢調査でみると、昭和60年の4,294人（総人口の20.6%）に対し、平成22年では1,667人（総人口の11.5%）と、この25年間で約6割が減少（▲2,627人）し、少子化が確実に進んでいる状況にあります。

次世代を担う子どもたちは、社会の希望、そして未来をつくる大切な存在であり、その健やかな成長は、すべての住民の願いであります。

安心して子どもを産み、育てることができる社会環境の整備は極めて重要であるため、母子の健康増進、子育て支援の推進、次世代の親の育成のほか、子どもの安全確保や生活環境の整備など、保健・教育・地域活動と連携した適切な取り組みが必要です。

ひとり親家庭については、平成22年国勢調査では、母子家庭202世帯、父子家庭20世帯、計222世帯であり、全世帯数の3.4%となっています。

社会経済環境が変化していく中、近年では若年層におけるひとり親家庭の増加傾向が見受けられるとともに、家庭内で抱える問題も育児・家事・教育・保育など、原因が多岐に及ぶことが多く、より複雑化しています。

こうしたことから、それぞれの家庭生活の実態に即した相談・支援体制を充実するとともに、生活安定と経済的・精神的自立を促進するための施策が大切になってきています。

(障がい者(児)福祉)

本町において障がいに係る手帳を所持する者は、平成26年3月末現在で1,488人（身体1,215人・知的187人・精神86人）で、総人口の10.6%となっています。

障がいの原因は、交通事故・労働災害・先天的なものなど多岐にわたっていますが、近年は生活習慣病の後遺症のほか、内部障害によるものなどが増加傾向にあります。

これらの障がいの発生は、年齢との相関もあることから、高齢化の影響がこうした形でも現れてきていると考えられます。また、広汎性発達障害や学習障害等を抱える児童の増加も、近年に見受けられる特徴の一つといえます。

障がい者(児)の福祉対策としては、障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給といったサービスを提供しており、また、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業においても、相談支援、コミュニケーション支援、移動支援のほか、日常生活用具の給付や地域活動支援センター事業等を実施しています。

今後も、障がい者(児)の地域での日常生活を支援するため、個々の障がいの程度や状態に応じたサービスの提供に努め、また、誰もが人として尊重され、地域社会の一員として自立した生活を送ることができる環境づくりを進める必要があります。

(健康の保持・増進)

本町における死亡原因は、がん、心臓疾患、脳血管障害が約6割を占めており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

がんの発症については、がん検診の受診率が低いことに加え、国民健康保険特定健診の結果から、喫煙、飲酒、肥満、運動不足等の指標の割合が、国や北海道の平均値よりも高いことが大きな要因と考えられます。

心臓疾患や脳血管障害の要因となる動脈硬化を予防するためにも、喫煙や飲酒などの生活習慣を改善し、健康増進を図る必要があります。

母子保健活動については、少子化、核家族化等を背景に、育児不安を抱く親や精神疾患を持つ親への支援が増えており、関係機関と連携した対応が必要となっています。

医師不足等により、産科を休止する病院も増えていることから、安心・安全な出産と子どもの健やかな成長に対する支援を充実する必要があります。

こうした中、町民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、平成27年5月に保健センターを開設しました。

今後は、がん検診などの健康増進事業、離乳食教室や幼児健診などの母子保健事業、国民健康保険特定健診事業、介護予防事業など、町民の健康づくりの拠点として活用を図ることとします。

(2) その対策

(高齢者福祉)

1) 在宅医療・介護連携の推進

- ①切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築
- ②医療・介護関係者の情報共有の支援や研修の充実

2) 認知症支援策の展開

- ①認知症の早期発見と対応のため、町や地域包括支援センターによる個別訪問や相談業務の継続、民生委員・町内会・老人クラブ等による見守り事業の充実
- ②認知症の正しい知識と普及啓発のため、一般住民向けの講演会の開催、認知症サポーターやキャラバンメイトの養成
- ③権利擁護のための成年後見制度の活用

3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

- ①生活支援コーディネーターの配置
- ②多様なニーズに対するサービス提供者の確保・育成
- ③老朽化したデイサービスセンターの改修や車両の入替え

4) 町独自の生活支援サービスの充実

- ①高齢者の在宅生活を支援する「訪問給食サービス」、「在宅老人除排雪サービス」、「緊急通報システム」など、各事業の継続実施と内容の充実

(児童福祉・ひとり親家庭の福祉)

1) 母子の健康増進

家族や地域の協力のもと、子育てに必要な母親の心身の健康の保持や子どもの健やかな成長の促進を図ります。

- ①周産期の不安を軽減するための支援
- ②育児不安を軽減するための支援
- ③子どもの成長に合わせた支援
- ④子どものかかりやすい病気の予防
- ⑤乳幼児からの食育に関する支援

2) 子育て支援の推進

子どものいる世帯が孤立し、育児の不安感がストレスとなって蓄積される悪循環を招かないよう、周囲との関わりや様々な交流機会への参加を促します。

- ① 幼児教育・保育施策の確保と充実
- ② 遊びや交流の場の確保
- ③ 悩みや楽しみを共感し合える仲間づくり
- ④ 民間事業や関係機関等との連携

3) 次世代の親の育成

命の尊さや人の痛みを共有し合える心を育み、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解することの大切さを学ぶため、地域とのふれあいの場や知識等の習得の機会を創出します。

- ① 世代間交流の場の創出
- ② 発達段階に応じた子育てや家事についての知識、技術の習得に向けた支援
- ③ 子育てに生きがいや喜びを感じられる環境づくり

4) 子どもの安全確保と事故防止

事故や犯罪から子どもを守るため、社会全体の共通認識のもと、関係機関や各種団体とも連携を図りながら、子どもの安全が確保できる環境づくりを進めます。

- ① 家庭内外での事故予防と対処法の普及
- ② 地域住民による見守り意識の高揚と保護活動への協力
- ③ 事故や犯罪から身を守る力をつけるための支援

5) 親子が利用しやすい生活環境の整備

受動喫煙防止対策の推進や生活空間の段差解消など、地域において親子が利用しやすく、快適な住生活を営むための環境整備に努めます。

- ① 公共の場の禁煙化
- ② 公共施設のバリアフリーの推進
- ③ 子育て世帯が安心して利用できる生活環境設備の整備

6) 支援を必要とする子どもや親への取り組み

支援を必要とする子どもや親に対する取り組みについては、包括的教育（インクルージョン）の考え方も参考にしながら地域特性に応じた展開を図ることとし、特に児童虐待については、地域的な見守りの中で予防に努めます。

- ① 支援を必要とする子どもへの支援施策の充実
- ② 児童への関心と児童の変化への気づきによる児童虐待の予防
- ③ 虐待児童の迅速な保護

7) ひとり親家庭の自立支援の充実

各種支援制度の周知徹底を図るとともに、児童相談所、民生委員、児童委員など関係機関等との連携を密にしながら相談、指導に努めます。

- ①子育て・生活・就労・経済的自立に対する支援
- ②親同士の交流促進と孤立防止
- ③相談窓口の設置と指導体制の充実

(障がい者(児)福祉)

1) 地域における生活支援

障がい者(児)の生活を地域全体で支え、問題が深刻化しないうちに適切な支援へとつなげていけるよう協力体制を築いていきます。

- ①相談専門員等の活用と周知
- ②健康相談、保健指導の充実
- ③権利擁護と虐待防止
- ④地域生活支援拠点等の整備

2) 自立と社会参加の促進

母子保健事業や健診などによる障がいの早期発見、早期治療及び療育の充実に努めるとともに、特別支援教育の推進や就労支援等により自立と社会参加を促進します。

- ①養育相談、支援体制の充実
- ②特別支援教育の推進
- ③就労の場の確保
- ④社会参加のための移動支援
- ⑤コミュニケーション支援

3) 共に支え合うまちづくり

障がいに対する理解と正しい知識の普及、公共施設等のバリアフリー化、障がいの特性を理解した上での優先的な配慮と地域の協力、情報の確実な伝達など、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- ①障がい者と健常者の相互交流の促進
- ②公共施設等のバリアフリー化やオストメイト等の整備
- ③非常時における災害情報の確実な伝達、避難誘導など生活安全対策の推進

(健康の保持・増進)

- 1) がん検診については、一定の年齢を重点とした受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。
- 2) 健康診査及び国民健康保険特定健診については、未受診者への勧奨を強化し受診率の向上に努めます。
- 3) 健診結果を踏まえた保健指導・栄養指導を実施し、心臓疾患や脳血管障害（高血圧、脂質異常症、糖尿病、慢性腎臓病）の発症リスクの軽減を図ります。
- 4) 予防接種については、未接種者への勧奨を強化し、接種率の向上に努めます。
- 5) 感染症の予防については、広報等を通じ、正しい知識の普及に努めます。
- 6) 妊産婦、乳幼児に対する保健指導・栄養指導を実施し、育児不安の軽減や子どもの健やかな成長への支援を図ります。
- 7) 保健センターの活動を町民へアピールし、利用者の増加に努めます。

(3) 計 画

事業計画 (平成28年度～令和2年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(1) 高齢者福祉施設			
	その他	デイサービスセンター改 修事業	町	
	(3) 児童福祉施設			
	保育所	保育所兼子育て支援セン ター整備事業	町	
	(5) 障害者福祉施設			
	地域活動支援 センター	地域活動支援センター整 備事業	団体	
	(7) 市町村保健センタ ー及び母子健康包 括支援センター	母子健康包括支援セン ター事業	町	
	(8) 過疎地域自立促進 特別事業	地域福祉推進事業 <事業内容> 福祉バス運行事業及び敬老 会開催に係る経費 福祉灯油助成事業の実施 岩内町社会福祉協議会の 運営に係る補助金 <必要性> 福祉関係団体等の活動支援 及び多年にわたり社会に尽 くしてきた老人を敬愛し長 寿を祝うため	町	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		<p>冬季暖房に必要な灯油の一部を助成し、低所得者世帯の福祉の向上を図るため</p> <p><効果> 地域福祉の向上及び増進</p> <p>高齢者福祉支援事業</p> <p><事業内容> 移送、訪問給食、生活支援指導等各種サービスの実施</p> <p><必要性> 高齢者が安全で安心な生活を送れるよう、在宅生活支援の充実を図るため</p> <p><効果> 高齢者福祉サービスの充実</p> <p>地域活動支援センター運営事業</p> <p><事業内容> 地域活動支援センターの運営に係る負担金</p> <p><必要性> 障がい者等の地域で自立した日常生活及び社会生活を実現させるために必要な支援であるため</p> <p><効果> 自立した日常生活及び社会生活の実現に寄与</p>	<p>町</p> <p>団体</p>	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	(9) その他	デイサービスセンター送 迎車両購入	町	
		訪問給食サービス車両購 入	町	
		高齢者福祉対策事業	町	
		障害者福祉対策事業	町	
		保健活動推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

(医療対策)

本町の医療施設は、平成27年において病院1か所、診療所9か所、歯科診療所7か所が開設されています。

しかし、脳神経外科や産婦人科を標榜する医療機関はなく、また、岩内協会病院の精神科病床も現在は休止中であることから、多くの住民は、倶知安町、小樽市、札幌市などの専門医療機関に通院・入院する必要があり、時間的・経済的な負担が大きくなっています。

救急医療については、岩内協会病院が「二次救急医療機関」に認定され、24時間365日の救急搬送患者の受入体制を整備しているとともに、地元医師会が比較的軽症な救急患者の対応にあたる「初期救急医療機関」として、休日における「在宅当番医制」を実施しています。

こうした中、岩内協会病院においては、この数年の間、常勤医師の退職等により、救急搬送の受け入れを中止する事態が断続的に生じたことから、今後は、岩内協会病院はもとより、北海道、地元医師会、市民団体等と連携を図りながら、常勤医師の招聘や定着のための対策を講じる必要があります。

周産期医療については、小樽協会病院が「地域周産期母子医療センター」の認定を受けているものの、常勤医師の退職により、平成27年7月から分娩を扱わなくなったことから、後志圏域で分娩を扱う産婦人科が倶知安町と小樽市の2医療機関だけとなり、リスクを伴う出産については、札幌市での受診が必要となっています。

地方において慢性的に医師や看護師等の医療従事者が不足する中、地域医療の充実を図るため、今後も医師の確保について、国や道などに対し、様々な機会を通じて要請するとともに、地域全体で地域医療を守り、医師等を応援する体制づくりを行う必要があります。

(2) その対策

(医療対策)

- 1) 北海道や地元医師会等との連携を図りながら、地域住民に密着した一次医療を担う「かかりつけ医」に関する理解・普及に努めます。
- 2) 地元医師会の協力のもと、在宅当番医制委託事業による休日の日中診療体制の確保を図ります。
- 3) 救急医療体制の維持のため、岩宇4町村等と一層の連携を図り、二次救急医療機関である岩内協会病院の積極的な支援を図ります。
- 4) 重篤な救急患者の救命医療を担う「三次救急医療」については、救命救急センターへの搬送の迅速化を図るため、救急車の整備やドクターヘリの確保など搬送体制の充実に努めます。
- 5) 岩内協会病院の常勤医師の確保については、岩宇4町村と岩内協会病院が一体となり、国や北海道などに対する要請活動を実施します。
- 6) 地域の医師や看護師等の医療従事者を守り、応援する体制を整備するため、医療機関、行政、住民が一体となった取り組みを進めます。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	地域医療対策事業 <事業内容> 医師確保対策及び休日・夜 間診療対策等の実施 <必要性> 地域における医療施設や常 勤医師が慢性的に不足する 中、住民ニーズに対応し得 る医療体制の確保を図るた め <効果> 地域医療体制の確保・充実	町	

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

(学校教育)

近年の少子化や情報化等の進展による社会情勢の変化に伴う、人間関係の希薄化や倫理観の低下等、教育を取り巻く環境は非常に難しい時代を迎えています。

本町においても、小学校の統廃合や、それを契機とした小中の連携した教育の推進をはじめ、教育を取り巻く情勢の変化に対応した取組が求められています。

また、学校の施設面においては老朽化が進行し、児童生徒の安全と快適な教育環境のため、改修が必要となっています。

幼児教育については、幼児の健全育成に重要な役割を果たしている私立幼稚園の就園促進に向けて、保護者の負担軽減を図ることが必要となっています。

また、幼稚園や保育所と小学校が連携を図り、義務教育の場である小学校へ円滑に移行できるよう配慮が求められています。

小・中学校教育については、一人ひとりの児童生徒に対して確かな学力を身に付けさせるため、それぞれのニーズに即した教育課程の工夫改善を図り、基礎的・基本的な内容をきめ細やかに指導するとともに、学ぶことの楽しさや達成感、表現力などを高める教育課程の充実や地域の人材や自然、伝統文化等を活用して、自ら考える力や豊かな人間性等を育むための教育活動を展開し、児童生徒が将来的に社会で生きる実践的な力の育成に繋げる指導が必要となっています。

また、今後においても児童生徒数の減少が予測されることから、地域の状況を考慮した学校の適正配置の検討や施設の老朽度等を勘案し、教育環境の充実に向けた計画的な整備が必要となっています。

特別支援教育においては、障がいのある児童生徒に対して、個別の教育支援計画に基づき、一人ひとりの能力に応じた指導や支援の充実を図る工夫が必要となっています。

また、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な教育的支援を行う必要があることから、関係機関と連携を図りながら、早期での支援体制や保護者との教育相談の充実を図ることが必要となっています。

本町をはじめ、全道的な中学校卒業生の減少により、各地で学校の再編整備等が進められているところであり、地域の高等学校教育への影響が懸念されます。

道立岩内高等学校は、普通科の単位制導入や道立共和高校の募集停止等、今までにも増して、岩宇地域の高等学校として非常に重要な役割を担います。

こうしたことから、地域で生徒に負担なく高等学校教育を受けられる環境を創出し、保護者の負担を増加させないためにも、高等学校教育の場の確保及び充実に向け、北海道教育委員会へ働きかけていくことが必要となっています。

●資料－14 小中学校学級数、児童・生徒数の推移 (単位：学級、人)

区分		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	学級	(8) 31	(8) 32	(9) 32	(8) 31	(8) 30	(9) 30	(9) 30	(8) 30	(6) 27	(8) 27	(9) 25	(8) 25	(8) 24
	児童	971	982	977	924	921	869	823	799	744	721	699	675	631
中学校	学級	(4) 15	(4) 16	(5) 14	(6) 14	(4) 15	(5) 14	(4) 12	(4) 13	(5) 13	(6) 12	(6) 12	(3) 12	(3) 12
	生徒	507	476	446	475	485	496	463	458	449	419	393	348	330
合計	学級	(12) 46	(12) 48	(14) 46	(14) 45	(12) 45	(14) 44	(13) 42	(12) 43	(11) 40	(14) 39	(15) 37	(11) 37	(11) 36
	児童生徒	1,478	1,458	1,423	1,399	1,406	1,365	1,286	1,257	1,193	1,140	1,092	1,023	961

注1 ()内は特別支援学級外数 資料：文部科学省「学校基本調査」

2 各年とも5月1日現在

(社会教育)

少子化や核家族化などによる社会の変化は、子どもたちの生活体験や自然体験の機会を減少させ、社会性の未発達やコミュニケーション不足による人間関係の希薄化をもたらしています。

また、スマートフォンやゲーム機の急激な普及、高度化により、SNS等によるトラブルが増しているなど、青少年を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした、子どもたちや青少年を巡る課題に対応するためには、学校のみならず、家庭や地域の果たす役割が大きく、家庭や地域の教育力を一層高めていくことが重要となっています。

生涯学習への意欲や関心が高まる中で、多様なニーズに応じた学習を継続して行うことができる環境が求められており、あらゆる年齢層に応じた学習環境を充実させていく必要があります。

また、高齢化の進展を踏まえ、今後、ますます、高齢者が地域活性化の担い手となる状況が想定されることから、学びの成果を生かす機会の確保など、さらなる活動意欲を高めるための取り組みが必要となっています。

(スポーツ)

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができるスポーツ環境の充実が求められています。

そのため、ライフステージに応じて安心して地域でスポーツ活動に取り組んでいくためには、ニーズに応じた指導者の養成や資質向上が望まれているとともに、地域住民が積極的にスポーツ活動に参加できるよう、スポーツに関する様々な情報提供を行っていく必要があります。

(2) その対策

(学校教育)

●幼児教育

1) 私立幼稚園の就園機会の推進

幼稚園就園の保護者の負担軽減を図ります。

●小・中学校教育

1) 確かな学力の定着と向上を目指す教育の推進

基礎・基本の確実な定着を図り、創意ある教育課程の編成・実施による確かな学力の向上を目指します。

2) 教育内容の充実

特色ある教育活動の推進と社会の変化に対応した教育活動の充実を図ります。

3) 開かれた学校づくりの推進

地域における多様な人材を活用した教育活動を展開します。

4) 教育環境の整備

学習内容、学習形態に対応する教育環境の整備や、小中学校施設の老朽化に伴う施設整備を検討します。

5) 児童・生徒の健全育成

児童・生徒の健康増進といじめ、不登校などの問題解決に向けた取り組みを充実します。

6) 学校給食の充実

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食指導の充実を図るとともに、安全で安心な給食を提供します。

●特別支援教育

1) 特別支援教育の充実

特別支援教育の指導内容や指導方法を研究し、障がいの程度により個に応じた適切な教育と支援のための体制整備を図ります。

●高等学校教育

1) 高等学校教育の推進

地元で高等学校教育を受けられる環境づくりを推進します。

(社会教育・青少年)

- 1) 家庭での教育の自主性を尊重しつつ、幼児や児童が興味を持つ機会の提供など、様々な物事に興味を持って学べる環境づくりを推進します。
- 2) 地域の人材や資源を生かした社会体験活動など、親子が共に学べる機会の提供や、集団生活を通じて協調性や社会性を学ぶ交流事業の充実を図ります。
- 3) 情報化社会に対応するためのルールづくりなど、子どもの健全育成のための環境づくりを推進します。
- 4) 子どもたちの学びを支える人材を育成し、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを守り育てる体制づくりを推進します。
- 5) 高齢者をはじめ、幅広い年代を対象とした各種講座等を開催するほか、その学習成果を発揮できる活躍の場の創出、拡充を図ります。
- 6) 生涯学習活動の拠点である文化センターについては、改修を計画的に進め、安全性の確保や利便性の向上を図ります。

(スポーツ)

- 1) 各年齢層において、誰もが楽しみながら健康を高めるスポーツ活動の推進とスポーツ関係団体との協力による各種大会の開催を図ります。
- 2) 地域のスポーツを担うスポーツ推進委員やスポーツ関連団体との連携を図り、地域におけるスポーツ活動の充実及び情報発信に努めるとともに、スポーツ少年団の育成・強化を図ります。
- 3) 安全かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設の充実に努めます。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業	町	
		義務教育学校検討事業	町	
	教職員住宅	教員住宅改修事業	町	
		教員住宅除却事業	町	
	その他	情報教育推進事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	文化センター改修事業	町	
	体育施設	町民プール改修事業	町	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	青少年健全育成事業 <事業内容> ジュニア上越の船事業等、 青少年活動に対する補助及び青少年スポーツ・文化教室の開催に係る経費 <必要性> 青少年を育むネットワークの確立など、青少年教育環境の整備を図るため <効果> 青少年教育の充実	町	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>生涯学習推進事業</p> <p><事業内容> 社会教育指導員の設置及び 大学公開講座等の実地</p> <p><必要性> 生涯学習への意欲や関心が高まる中、多様なニーズに応じた学習を継続して行い、あらゆる年齢層に応じた学習環境を充実させていく必要がある。</p> <p><効果> 生きがいを見出すことのできる生涯学習環境の充実</p>	町	
		<p>地域スポーツ活動助成事業</p> <p><事業内容> スポーツ関係団体への補助</p> <p><必要性> 健やかで生きがいのある生活を送るためには、健康の維持増進、体力の向上が必要であり、すべての住民が年齢や体力に応じてスポーツをできる環境整備が求められている</p> <p><効果> 自然と地域を活かし、健康で活気ある生涯を築くスポーツ活動の推進が図られる</p>	町	
	(5) その他	幼児教育振興対策事業	町	

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		小中学校教育推進事業	町	
		特別支援教育推進事業	町	
		奨学金貸付事業	町	
		学校支援地域本部事業	町	
		地域スポーツ活動推進事業	町	
		読書活動推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

(芸術・文化活動)

生きがいや心の豊かさをもたらす芸術・文化活動の推進については、文化センターを中心に、木田金次郎美術館や郷土館などを会場として、個性と創造性にあふれる活動が行われています。

今後においても、地域の歴史と伝統が培った芸術・文化が、更に地域に根ざすためにも、文化・芸術活動団体への支援や、優れた文化・芸術を鑑賞する機会を提供するなど、後継者となる若者を中心に幅広く活動が展開される環境づくりが求められています。

文化財保護については、郷土の文化遺産を身近なものとして郷土意識を高めるため、郷土学習の充実と、町指定文化財の保存と活用を図るなど、継承していく取り組みが必要となっています。

(2) その対策

(芸術・文化活動)

- 1) 文化センターをはじめ、木田金次郎美術館や郷土館などを活用した、住民の芸術・文化活動を展開するとともに、関係団体の活動を支援します。
- 2) 地域住民が等しく優れた芸術・文化に触れる機会を確保し、芸術・文化の創造、発展に努めます。
- 3) 町指定文化財をはじめとする、歴史的な財産の保存と管理を行い、後世への継承を図ります。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設 等 地域文化振興施設	木田金次郎美術館改修 事業	町	
	(3) その他	芸術・文化振興事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

(都市計画)

本町の行政面積7,063haのうち都市地域（都市計画区域）は2,596haで約36.8%を占め、都市地域外の区域は海岸沿いの地区を除くと全て国有林であり、西部及び南部はニセコ・積丹・小樽海岸国定公園の自然公園地域に指定されています。また、岩内都市計画区域としては、共和町の都市計画区域740haと一体的に形成されています。

本町の用途地域は566haで、用途地域の外側は山岳部を除くと全て農業振興地域になっており、用途地域から1km～2km圏外の地域は、農用地から除外された区域もしくは地域森林計画対象民有林であり、円山地区の森林公園から岩内岳にかけては一部保安林に指定されています。

用途地域は旧岩内駅を中心としてほぼ2km圏内に同心円的に広がっており、住居系が372haで全体の65.7%、商業系が44haで全体の7.8%、工業系が150haで全体の26.5%を占めています。

周辺自治体（ニセコ圏）の海外資本進出や、北海道横断自動車道の延伸および北海道新幹線による広域アクセスの向上など、今後の環境変化も想定しコンパクトな市街地形成の利点を活かした秩序ある土地利用が望まれます。

町では平成17年に、都市計画の基本的な方針「岩内町都市計画マスタープラン」を計画期間20年として策定しましたが、公共施設の再編やインフラ整備、人口減少や少子高齢化など、町を取り巻く様々な状況が変化してきており、平成27年に都市計画マスタープランの見直しを行いました。

見直しを行った都市計画マスタープランにおいては、土地利用における主要な課題点を以下の5点に整理し、今後の方向性を示しています。

- ①人口減少に対応した都市空間形成
- ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成
- ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成
- ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成
- ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成

(2) その対策

(都市計画)

●農業地域

農用地の保全と有効利用を図るとともに、生産性の高い作物の栽培などによる農地利用を図ります。

●中心市街地

魅力ある商店街の再生を目指すとともに、民間活力等を活用した「街なか居住」の促進について検討します。

●岩内港周辺地域

漁業基地や物流機能、さらには岩内港工業団地を中心とする工業機能を有しており、漁業関連施設と一体となった有効利用について検討します。

●用途地域の外部（都市計画区域内の白地地域）

自然環境の保全や人口減少下においても効率的なまちづくりを行っていくことを目指し、特定用途制限地域の指定による土地利用コントロールを検討します。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	都市計画管理事業 <事業内容> 都市計画変更決定業務 <必要性> 岩内町都市計画マスタープランの見直しを契機に、各種事業の進捗に伴う用途地域等の整合を図るとともに、用途地域外白地地域における無秩序な開発の防止、自然環境保全、市街地の拡散防止を目的とした特定用途制限地域の都市計画決定を図るため <効果> 持続可能なコンパクトなまちづくり実現	町	

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(協働のまちづくり)

町が協働によるまちづくりを進めていくうえで、地域住民が協働のパートナーとして町政に積極的に参加していけるような体制づくりが必要です。

そのためにも、地域活動の担い手である町内会・自治会・NPO等の組織強化などにより地域力を高める取り組みや、住民と行政が情報を共有するための公文書の適正管理と情報公開の推進などを今後も継続していく必要があります。

(地域の人材育成)

地域づくりを進めるうえで、その担い手となる多様な人材を発掘し、活躍の場を提供すること、また主体的に活動する人材を育成することが重要となります。

そうした地域における人材力を活性化させるため、町職員個々のスキルアップを目指した職員研修の強化や、様々な研修機会を通じて地域の担い手の方々と積極的に交流し、お互いの信頼と理解を深め、共に協力し合いながら地域づくりを進めるための取り組みを展開していきます。

(ふるさと納税の推進)

町では、地元特産品の消費拡大などを目指した新たなふるさと納税制度の構築に向け、観光協会、商店街、水産加工業者等を交えた官民連携による検討を進めています。

魅力ある特産品や来町を促すアイデア特典などのリスト化、岩内町出身者などターゲットの絞り込み、返礼品の送付手順、PR方法に関する調査研究などを通じ、ふるさと納税制度を活用してこの町の魅力を全国に情報発信する取り組みを進めます。

(男女共同参画社会の推進)

女性を取り巻く労働環境は、男女雇用機会均等法や育児介護休業法などの整備により改善は図られつつありますが、採用や配置、賃金などの男女格差は未だ存在しています。

このため、町では男女共同参画の目的や理念などのさらなる啓蒙活動に努め、町内事業所や町民の方々に男女平等参画を一層理解していただいたうえで、地域における男女平等参画社会の実現に向けた意識の醸成に取り組んでいきます。

(マイナンバー制度)

国が進めるマイナンバー制度を実行するうえで、庁内情報基盤及び情報セキュリティの強化は不可欠なものであることから、中間サーバーとの連携も含め、大切な住民情報を守るために必要なセキュリティ対策を講じます。

併せて、個人情報の保護及び特定個人情報の保護評価を行ったうえで、地域住民や企業の行政手続きの簡素化及び行政事務の効率化を図り、当該制度の適正な運用に努めていきます。

(広報広聴活動)

広報活動では、月1回の広報紙の発行、防災行政無線、町ホームページ等を通じて行政情報や生活情報の提供を行っています。

また、広聴活動では、町民一人ひとりの意見・要望等を受け付ける「私の思い」を実施しているほか、「町政懇談会」「おじゃまします。町長です。」など、住民との直接対話から「生の声」を聞く機会の充実に努めています。

(地域交流センター)

平成26年3月、統廃合により閉校した岩内中央小学校を、子どもたちや高齢者の活動支援等に活用することとして、用途変更のための建物の改修工事を実施した上で、平成27年1月「地域交流センター」がオープンしました。

駐車場の環境整備などの諸課題に対処しつつ、今後、より有効な活用を図っていく必要があります。

(公共施設等総合管理計画策定)

人口減少が続く中、町がこれまでに整備した公共施設やインフラ施設の老朽化も進んでいることから、早急に公共施設等の全体的な状況を把握し、今後の公共施設等のあり方の検討が必要であります。

このため、公共施設等のマネジメントを徹底し、可能な限り次世代に負担を残さない、効率的・効果的な公共施設の配置に向けた基本的な方針の策定が求められています。

(再生可能エネルギー)

地球温暖化や環境への影響が懸念されている今日、再生可能エネルギーは地球に優しいエネルギーとして普及・拡大する取り組みが全国各地で進められています。

また、化石エネルギーは有限の資源であり、その大部分を海外からの輸入に依存しているわが国においては、今後、エネルギーの安定確保が大きな課題となっています。

町としても、地域の有効な資源を活用し、地域の産業振興などに活用できるよう、関係機関と連携して進める必要があります。

(移住・定住)

少子化による自然減少と転入減・転出増による人口減少が進行しており、町としては、人口の流出・減少を抑制し、移住・定住を促進していくことが重要となります。

移住施策を推進していくうえで、移住者にとってどのような施策が望まれるのか整理・検討を進めるとともに、情報発信の方法についても検討していく必要があります。

(地域おこし協力隊)

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、町の課題や地域力の維持・強化を図るため、地域力の担い手となる人材の確保が必要であります。

(2) その対策

(協働のまちづくり)

1) 自主的な住民活動への支援や連携

町内会・自治会・NPOなど地域活動団体の組織強化を図ります。

- ①町職員の入会及び地域活動への積極的な参加奨励
- ②地域活動に共通の目的をもつ個人、団体とのマッチング支援

2) 公文書の適正管理

ファイリングシステムによる情報公開の推進を図ります。

- ①ファイリングルールの徹底
- ②公文書の適正保存及び保存期間の遵守
- ③公文書目録管理システム活用による情報公開の推進

3) 情報公開制度の活用

行政活動の透明性の向上を目指し、情報公開制度の活用と適切な運用に努めます。

- ①情報公開制度の周知

(地域の人材育成)

1) 職員研修の強化

柔軟な識見と能力を有する職員の育成を推進します。

- ①職員研修実施計画に基づく各種研修への参加
- ②自主研究活動（先進地視察等）の推進

2) 官民交流研修の推進

研修機会を通じた官民交流を積極的に進め、地域づくりの担い手となる人材力の活性化を図ります。

- ①町職員と民間企業職員が一同に参加するワークショップ等の開催
- ②官民参加による自主研究活動（先進地視察等）の支援

(ふるさと納税の推進)

- 1) 特典付きふるさと納税の実施
 - ① 事業実施に向けた協力体制の確立
 - ② 返礼品（特産品・特典）メニューのリスト化
 - ③ 返礼品の送付方法の検討
 - ④ P R 方法の検討

(男女共同参画社会の推進)

- 1) 広報媒体を通じた地域における啓蒙活動の推進
- 2) 男女平等参画計画策定に向けた調査・研究

(マイナンバー制度)

- 1) マイナンバー制度の運用
 - ① 住基システム等各種関連システムの改修
 - ② 特定個人情報保護評価（P I A）の実施・公表
 - ③ 情報セキュリティ対策の強化

(広報広聴活動)

- 1) 行政情報や身近な生活情報をわかりやすく正確に伝える広報紙づくりや、工夫を凝らした記事の充実、インターネットの速報性を活かした生活情報等の提供に努めます。また、住民の思いがまちづくりに反映できるよう、意見、要望などの的確な把握に努めます。
 - ① 読みやすい広報紙づくり
 - ② ホームページ記載内容の充実
 - ③ 住民からの声を聞く機会の充実

(地域交流センター)

- 1) 今後、施設の利用状況も踏まえた中で、駐車スペースの増設や、環境整備などの検討を進めます。

(公共施設等総合管理計画策定)

- 1) 道路や橋梁などのインフラ施設も含めた公共施設についての現状、将来の負担コストなどを把握した上で、今後における公共施設等の管理の方向性などについての計画策定を行います。

(再生可能エネルギー)

- 1) 当地域において最適に利用できる再生可能エネルギーを検討するとともに、民間事業者等による再生可能エネルギー導入事業に積極的に協力していきます。

(移住・定住)

- 1) 移住者を支援する施策を実施してだけでなく、当町の魅力や各種支援施策を発信するなど、移住希望者に対し幅広く周知を行い、移住・定住の促進をしていきます。

(地域おこし協力隊)

- 1) 地域おこし協力隊員として、地域外の人材を積極的に招致し、地域との交流の機会の確保や住民との信頼関係を築きながら定住・定着を図るとともに、地域力の維持・強化に資する地域協力活動による地域活性化や産業振興等を推進していきます。

(3) 計 画

事業計画 (平成28年度～令和2年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 その他地域の自立促進 に関し必要な事項	(1) 過疎地域自立促進 特別事業	移住定住促進事業 <事業内容> 移住者に対する引っ越し費用と住宅家賃の補助 <必要性> 人口減少対策の一つとして、移住者に対して経済的支援をすることにより、町外からの転入促進を図るため <効果> 人口減少の緩和	町	
	(2) その他	広報編集機器システム更新事業	町	
		地域交流センター駐車場整備事業	町	
		文書管理事業	町	
		人材育成事業	町	
		ふるさと納税推進事業	町	
		社会保障・税番号制度事業	町	
		公共施設等総合管理計画策定事業	町	
		地域おこし協力隊員配置事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、岩内町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。